

蘭越町地域防災計画

本編



令和6年3月

蘭越町防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	計画の方針	1
第2節	計画の修正	3
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	町民及び事業者等の基本的責務等	9
第5節	蘭越町の概況	12

第2章 防災組織

第1節	防災会議	14
第2節	気象業務に関する計画	25

第3章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	50
第2節	防災訓練計画	53
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	55
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	57
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	59
第6節	避難体制整備計画	62
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	68
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	74
第9節	建築物災害予防計画	76
第10節	消防計画	77
第11節	水防予防計画	80
第12節	風害予防計画	81
第13節	雪害予防計画	82
第14節	融雪災害予防計画	85
第15節	高波、高潮災害予防計画	86
第16節	土砂災害の予防計画	87
第17節	積雪・寒冷対策計画	89
第18節	複合災害に関する計画	91
第19節	業務継続計画の策定	92

第4章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	94
第2節	災害広報・情報提供計画	98
第3節	避難対策計画	101
第4節	応急措置実施計画	113
第5節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	115
第6節	広域応援・受援計画	119

第7節	ヘリコプター等活用計画	-----	1 2 1
第8節	救助救出計画	-----	1 2 2
第9節	医療救護計画	-----	1 2 4
第10節	防疫計画	-----	1 2 5
第11節	災害警備計画	-----	1 2 8
第12節	交通応急対策計画	-----	1 3 0
第13節	輸送計画	-----	1 3 4
第14節	食料供給計画	-----	1 3 6
第15節	給水計画	-----	1 3 9
第16節	医療・生活必需品等物資供給計画	-----	1 4 1
第17節	石油類燃料供給計画	-----	1 4 3
第18節	上下水道施設対策計画	-----	1 4 4
第19節	応急土木対策計画	-----	1 4 5
第20節	被災宅地安全対策計画	-----	1 4 7
第21節	住宅対策計画	-----	1 4 9
第22節	障害物除去計画	-----	1 5 2
第23節	文教対策計画	-----	1 5 3
第24節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	-----	1 5 6
第25節	家庭動物等対策計画	-----	1 5 8
第26節	応急飼料計画	-----	1 5 9
第27節	廃棄物等処理計画	-----	1 6 0
第28節	災害ボランティアとの連携計画	-----	1 6 2
第29節	労務供給計画	-----	1 6 4
第30節	職員派遣計画	-----	1 6 5
第31節	災害救助法の適用と実施	-----	1 6 7
第5章	地震・津波災害対策計画	-----	1 7 1
第6章	火山災害対策計画		
第1節	基本方針	-----	1 7 2
第2節	火山の概況	-----	1 7 2
第3節	災害予防対策	-----	1 7 4
第4節	災害応急対策計画	-----	1 7 5
第5節	災害復旧	-----	1 8 3
第7章	原子力災害対策計画	-----	1 8 4
第8章	事故災害対策計画		
第1節	海上災害対策計画	-----	1 8 5
第2節	鉄道災害対策計画	-----	1 8 8

第3節	道路災害対策計画	-----	191
第4節	大規模な火事災害対策計画	-----	195
第5節	林野火災対策計画	-----	198
第6節	大規模停電災害対策計画	-----	202

第9章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	-----	204
第2節	被災者援護計画	-----	206

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、蘭越町防災会議が作成する計画であり、蘭越町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、町及び防災関係機関が協力して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。

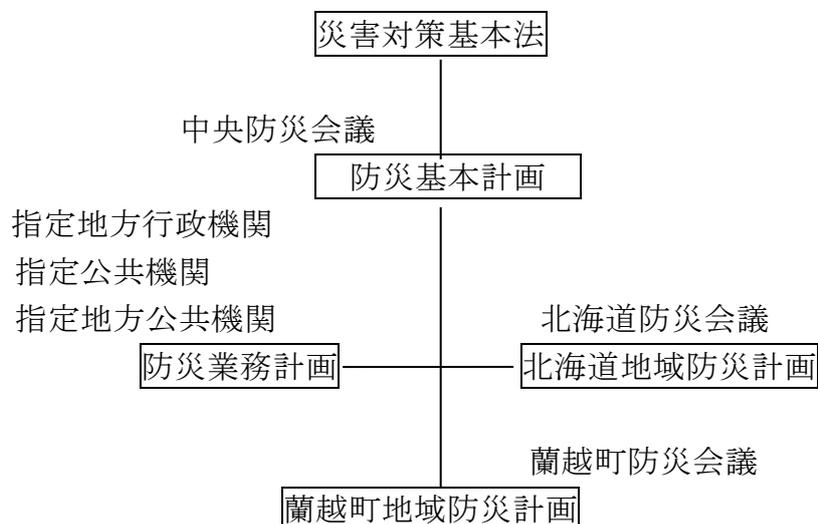


※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された。2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2 計画の位置づけ

「蘭越町地域防災計画」は、町の総合的な防災計画として策定され、「災害対策基本法」をはじめ、中央防災会議が国の防災指針を定める「防災基本計画」、北海道防災会議が定める「北海道地域防災計画」および指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が定める「防災業務計画」と密接に関連し、これら上位計画との整合性を有する。



第3 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 「自助」（住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。）、「共助」（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）、「公助」（行政及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時には住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第2節 計画の修正

第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。修正内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- (1) 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (3) 防災関係機関が行う、防災上の施策によって計画の変更又は削除を必要とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (6) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務または業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じるものとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
蘭 越 町		(1) 住民の自主防災組織育成に関すること。 (2) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (3) 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (6) 防災関連物資、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 (7) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) 避難情報の発令に関すること。 (10) 被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 (11) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) 要配慮者の擁護に関すること。 (13) 災害ボランティアの受入に関すること。 (14) その他災害時における防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。
羊蹄山ろく消防組合 蘭越支署及び蘭越消防団		(1) 災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 (2) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。 (3) 災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 (4) 被災地の警戒に関すること。
蘭越町教育委員会		(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 避難所等に係る学校施設の使用に関すること。 (4) 公立学校における防災教育に関すること
指 定 地 方 行 政	小樽開発建設部 倶知安開発事務所	(1) 所管する国道及び開発道路の整備・維持・修繕並びに災害復旧に関すること。 (2) 被災地の交通情報収集と交通路確保に関すること。 (3) 被害の拡大及び2次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン）派遣に関すること。 (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。

機 関	小樽開発建設部 倶知安開発事務所 蘭越分庁舎 (河川課)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (3) 所管する直轄河川区間に係る整備・維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。 (4) 水防技術の指導に関すること。
	小樽開発建設部 岩内道路事務所	(1) 所管する国道及び開発道路の整備・維持・修繕並びに災害復旧に関すること。 (2) 被災地の交通情報収集と交通路確保に関すること。
	北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	後志森林管理署	(1) 国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 国有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 (3) 災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧資材の供給を行うこと。
	札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
	岩内公共職業安定所	災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。
	第一管区海上保安本部	(1) 津波警報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助、並びに航路障害物の除去等に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時における罹災者、物資、人員等の海上輸送に関すること。
	陸上自衛隊北部方面 対舟艇対戦車隊	災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

	後志総合振興局	<p>(1) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他の災害予防措置を講ずること。</p> <p>(2) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。</p> <p>(3) 市町村及び指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。</p> <p>(4) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。</p> <p>(5) 災害救助法の適用に関すること。</p> <p>(6) 広域体制の調整を図ること。</p>
北海道	後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	所轄する道路、河川、海岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。
	後志総合振興局保健 環境部保健行政室	災害時における医療、防疫について必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。
	後志総合振興局 後志農業改良普及 センター	<p>(1) 農業施設、農作物等の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。</p> <p>(2) 畜産施設、家畜の被害調査及び応急、復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 被災作物及び被災家畜の防疫に関すること。</p>
	後志総合振興局 森林室	<p>(1) 所轄道有林の治山による災害防止に関すること。</p> <p>(2) 所轄道有林に係る保安林、保安施設及び地滑り防止施設の整備並びに災害復旧に関すること。</p> <p>(3) 災害応急対策用木材の供給に関すること。</p>
北海道警察 倶知安警察署（蘭越駐 在所・昆布駐在所・港 駐在所）		<p>(1) 住民の避難誘導及び救助並びに緊急交通路の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害情報の収集に関すること。</p> <p>(3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。</p> <p>(4) 交通規制等応急対策の実施に関すること。</p> <p>(5) 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。</p>
指定 公 共 機 関	北海道旅客鉄道 株式会社 （倶知安駅）	<p>(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。</p>
	東日本電信電話 株式会社北海道 事業部	<p>(1) 気象官署からの気象警報及び津波警報を伝達すること。</p> <p>(2) 災害時における通信の確保に関すること。</p>
	株式会社N T T ド コモ北海道支社 K D D I 株式会社 ソフトバンクモバ イル株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

	郵便局株式会社 蘭越郵便局	郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	日本赤十字社北海道支部（蘭越分区）	(1) 災害救助法が適用された場合、知事と委託協定に基づく医療助産、死体処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 災害義援金募集(配分)委員会の運営を行うこと。
	日本放送協会 （札幌放送局）	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	日本通運株式会社 小樽支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
	北海道電力株式会社（倶知安）	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。
	北海道電力ネットワーク株式会社（倶知安）	
指定 地方 公共 機関	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウエーブ 株式会社STVラジオ	気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	羊蹄医師会	災害時における緊急医療に関すること。
	北海道歯科医師会（後志歯科医師会）	災害時における歯科医療活動に関すること。
	蘭越土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
公共	ようてい農業協同組合	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。

的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	(蘭越支所)	(3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関する事 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事
	南しりべし森林 組合	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 罹災組合員に対する融資の斡旋に関する事。 (3) 林野火災の予防対策に関する事。 (4) 林野火災時における消火及び応急対策に関する事。
	寿都町漁業協同 組合	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事
	みなみ北海道農 業共済組合後志 支所	(1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 共済金支払の手続きに関する事。
	蘭越町商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
	蘭越建設協会	災害時における障害物除去及び災害復旧に関する事。
	蘭越町診療所 昆布温泉病院	災害時における医療及び防疫対策の協力に関する事。
	運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策物資の緊急輸送について関係機関への支援に関する事。
	危険物関係施 設の管理者	災害時における危険物の保全に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。	

第4節 町民及び事業者等の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町職員の責務

すべての職員は、全体の奉仕者としての責務を深く自覚し、勤務時間外、休日等にかかわらず非常災害を知ったときは、速やかに登庁し事態に応じた応急活動にあたらなければならない。

なお、具体的な活動については、第2章「防災組織」第1節「防災会議」第2「応急災害対策組織」に定める。

第2 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 災害に備えた家屋の補強や家具の固定
- (4) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で甚大な非常災害が発生し、災害対策基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるように努めるものとする。

第3 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を実施するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第5節 蘭越町の概況

			令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
気 温 ℃	平 均	日平均	9.3	8.4	8.4	8.5	8.2
		日最高	14.1	13.2	13.4	13.0	13.2
		日最低	4.6	3.7	3.6	4.2	3.4
	最 高		35.4	30.6	34.4	33.1	33.7
	最 低		-20.0	-18.3	-17.7	-16.7	-14.0
降 水 量 mm	合 計		1266.5	1433.0	1347.0	1324.5	734.0
	日最大		60.5	96.0	43.5	74.0	47.5
	最大	1 時間	22.0	19.0	39.0	14.0	18.0
		10 分間	10.5	13.5	20.0	7.0	6.0
雪 cm	降雪合計		626	734	669	464	543
	日降雪の最大		20	28	28	23	27
	最深積雪		159	187	167	63	125
風 向 ・ 風 速 m/s	平均風速		1.8	1.8	1.9	1.8	2.0
	最大風速	風速	8.7	8.1	10.0	9.3	9.2
		風向	西南西	南南西	西南西	南西	東北東
	最大瞬間風速	風速	20.2	18.8※	20.7	19.9	18.9
		風向	西南西	西	西南西	南南西	西南西
日照時間 h			1499.6	1474.9	1480.7※	1381.9	1624.6

注) ※は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示します(資料不足値)。

第1 自然的条件

北海道の南部、後志総合振興局管内の南西、磯谷郡の全地域を占める。

地形は、南東の一角が南に突出し豊浦町に接し、やや正方形をなし、東南一帯はニセコ町に隣接し、北は共和町、岩内町、倶知安町に接し、西は寿都町及び日本海につらなり、南西は黒松内町と接している。

町内は、丘陵起伏して、平原と称すべき地は少ないが、南西に一級河川尻別川が約30km横断する。本流と昆布川、目名川など54の支流に沿って、農耕地が開け各地区を形成している。

冬は積雪量が多く、特別豪雪地帯に指定されている。

人口は4,357人(令和6年1月31日現在、住民基本台帳人口。外国人含む。)で蘭越町蘭越町に約40%が居住している。

主な河川：尻別川、目名川、パンケ目国内川、パンケ目国内川、蘭越第一川、昆布川
山：雷電山、目国岳、シャクナゲ岳、チセヌプリ、ニトヌプリ

第2 蘭越町の地質及び地層概要

北部：前期更新世(Q1)の非アルカリ苦鉄質火山岩類 約170万年前～70万年前に

噴火した火山の岩石（安山岩・玄武岩類）

中心部：後期更新世（Q3）の低位段丘堆積物 川沿いの低地に分布している約7万年前～1万8千年前に形成された段丘層

前期更新世（Q1）の海域または非海成堆岩類 約170万年前～70万年前に形成された地層

東部：後期更新世（Q3）-完新世（Q3-H）の非アルカリ苦鉄質火山岩類 約15万年前～現在に噴火した火山の岩石（安山岩・玄武岩類）

西部：鮮新世（N3）の非アルカリ苦鉄質火山岩類約700万～170万年前

南部：鮮新世（N3）の非アルカリ苦鉄質火山岩類約700万～170万年前

北海道南西部沖地域には、渡島半島北部の寿都半島北部の寿都湾南方から内浦湾（噴火湾）にかけて黒松内低地活断層帯が分布する。黒松内低地断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、1,000年に0.5-0.7m程度。

第2章 防災組織

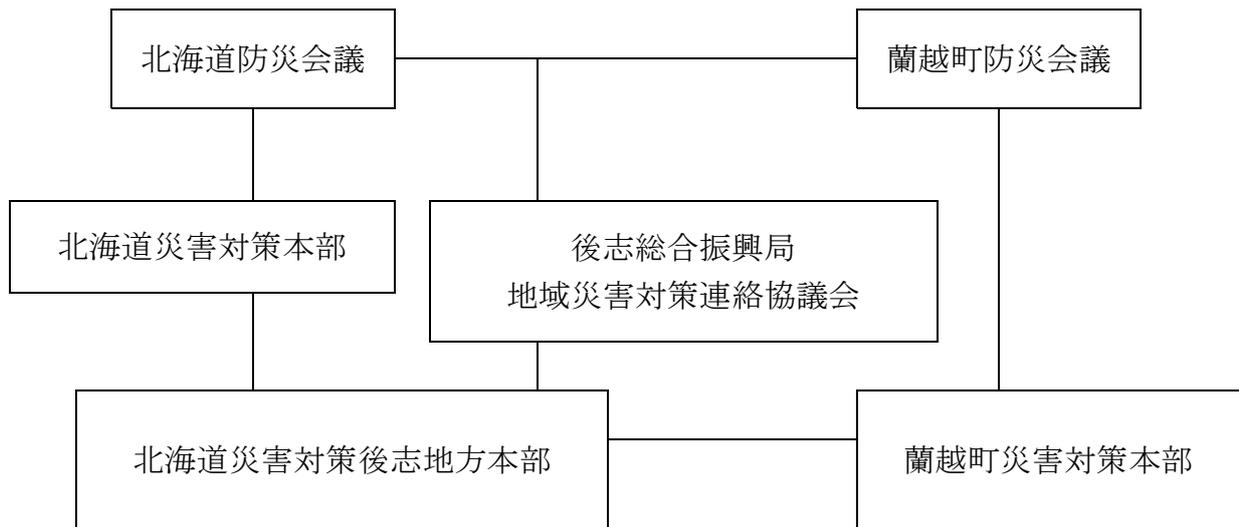
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的な運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

第1 防災会議

蘭越町防災会議は、町長を会長として、蘭越町防災会議条例第3条に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は本町の地域防災計画を作成し、その実施を推進するものとともに、災害情報の収集・機関相互の連絡調整を行うものである。

1 防災体制図



2 組織

(1) 運営

蘭越町防災会議条例（昭和37年条例第24号）、及び蘭越町防災会議運営規程の定めるところによる。

(2) 防災会議委員

区 分	職 名
会 長	蘭越町長
会長代理 5 号 委員	蘭越町副町長
1 号 委 員	小樽開発建設部倶知安開発事務所長
	小樽開発建設部倶知安開発事務所副所長
2 号 委 員	陸上自衛隊北部方面対舟艇対戦車隊長
3 号 委 員	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所長
4 号 委 員	倶知安警察署長
5 号 委 員	蘭越町総務課長
	蘭越町税務課長
	蘭越町住民福祉課長
	蘭越町農林水産課長
	蘭越町建設課長
	蘭越町商工労働観光課長
	蘭越町健康推進課長
	蘭越町議会事務局長
	蘭越町農業委員会事務局長
	蘭越町教育委員会教育次長
蘭越町会計管理者	
6 号 委 員	蘭越町教育委員会教育長
7 号 委 員	羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団長
8 号 委 員	北海道旅客鉄道株式会社倶知安駅長
	日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室長
	北海道電力ネットワーク株式会社倶知安ネットワークセンター所長
	郵便局株式会社蘭越郵便局長
	羊蹄医師会長
	ようてい農業協同組合蘭越支所長
	蘭越町商工会長
	みなみ北海道農業共済組合後志支所長
	南しりべし森林組合長
	蘭越建設協会長
	羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署長
	蘭越土地改良区副理事長

第2 応急災害対策組織

(1) 緊急課局長会議…第1 非常配備

町長は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急課局長会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

① 配備体制

担当対策部（班）総務部、建設部

※ 経済部、住民対策部、教育対策部（必要に応じて配備する。）

② 主な対応内容

災害情報及び災害情報の収集、パトロール及び警戒、災害予防措置次の配備体制への移行準備

(2) 災害対策連絡本部…第2 非常配備

町長は、災害時、災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

ただし、災害の規模及び特性に応じ下記基準によりがたい場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

連絡本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生すると予想されるとき。
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、環境に被害が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資が輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
航空災害	・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資が輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。

危険物等災害	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模火災	・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
地震・津波	・震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ・津波警報が発表されたとき。 ・地震・津波による被害が発生するおそれがあるとき。
大規模停電 災害	・人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

① 配備体制

担当対策部（班）総務対策部、建設水道対策部、住民対策部、経済対策部、
（教育対策部）

※経済部、住民対策部、教育対策部（必要に応じて配備する。）

② 主な対応内容

災害情報及び災害情報の収集、パトロール及び警戒、災害予防措置
次の配備体制への移行準備

(3) 災害対策本部…第3非常配備

町長は、災害時、災害の状況に応じて、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

ただし、災害の規模及び特性に応じ下記基準によりがたい場合は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

災害対策本部設置基準	
風水害	・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予測されるとき。
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・大津波警報が発表されたとき。 ・地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助・救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

① 配備体制

全対策部

② 主な対応内容

パトロール、避難情報の伝達、迅速な応援要請、救助救出、医療援護、避難所の開設と運営、応急復旧、その他住民の生命の安全のため必要な応急対策

③ 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

本部長		町長
副本部長		副町長、教育長
災害対策本部 部・班		担当課・係
総務部 部長： 総務課長 副部長： 企画防災対策室長	総務班 班長 総務課総務係長	総務課企画防災対策室防災係、まちづくり推進係、広報広聴係、気候変動対策係、総務係、秘書係、議会事務局
	財務班 班長 会計管理者	総務課財政係、管財係、出納室
	被害調査班 班長 税務課長	税務課固定資産係、税務係
住民支援部 部長： 住民福祉課長 副部長： 健康推進課長	支援班 班長 住民福祉課主幹 副班長 健康推進課主幹	住民福祉課住民係、国民年金係、国民健康保険係、医療給付係、生活安全係、子ども支援係、社会福祉係、蘭越保育所、昆布保育所、健康推進課健康づくり対策係、介護支援係、保健福祉センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、高齢者生活福祉センターめな、高齢者生活福祉センターこんぶ、高齢者コミュニティーセンター、介護予防拠点センターみなど
	保健衛生班 班長 健康推進課主幹	住民福祉課環境衛生係 健康推進課健康づくり対策係
経済対策部 部長： 農林水産課長 副部長： 商工労働観光課長	農林水産班 班長 農林水産課管理職 副班長 農林水産課管理職	農林水産課農政係、林務水産係、農業指導係、育苗施設事業係、土地改良係、農業委員会
	商工班 班長 商工労働観光課管理職	商工労働観光課観光係、商工労働係、地域振興係、幽泉閣、雪秩父
建設・水道対策部	土木班 班長 建設課管理職	建設課土木係、道路維持係

部長： 建設課長	住宅班 班長 建設課管理職	建設課管理係、建設課建築係
副部長： 建設課管理職	上下水道班 班長 水道技術管理者	建設課上下水道工事係、上下水道事務係
文教対策部 部長： 教育次長 副部長： 学務課主幹	教育施設支援班 班長 生涯学習課主幹 副班長 スポーツ課主幹	教育委員会学務課総務係、学校教育係
		教育委員会生涯学習課生涯学習係、スポーツ課スポーツ振興係・スポーツ施設係、総合体育館、町民センターらぶちやんホール
	給食班 班長 学校給食センター長	学校給食センター、花一会
救援部 部長： 蘭越消防団長 副部長： 蘭越消防支署長	救援班	蘭越消防団 本団・各分団 蘭越消防支署

④ 運営

災害対策本部の運営は、蘭越町災害対策本部条例（平成24年9月21日条例第1号）に定めるところによる。

⑤ 所掌

災害対策本部の主な所掌事務は、次のとおりとする。

災害対策本部 部・班		所掌事務
総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災会議に関すること。 ・ 災害対策本部の庶務に関すること。 ・ 気象等の予警報及び災害情報を受理し、部会情報を関係機関に周知すること。 ・ 議会議員との連絡調整に関すること。 ・ 災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。 ・ 各班との連絡調整に関すること。 ・ 警察との連絡調整に関すること。 ・ 近隣町村との連絡に関すること。 ・ 災害応急対策の樹立に関すること。 ・ 災害復旧の計画に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 自衛隊の出動要請に関すること。 ・ 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。 ・ 通信施設の応急措置及び復旧に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難の周知に関する事。 ・災害広報及び公聴のの企画実施に関する事。 ・被災地の広報活動及び巡回公聴活動に関する事。 ・報道機関との連絡に関する事。 ・災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。 ・災害状況の収集、集計、報告に関する事。 ・災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 ・職員の勤務体制に関する事。 ・各部に属さない事。
	財務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予算及び決算に関する事。 ・応急資材及び復旧資材の購入経理に関する事。 ・災害義援金に関する事。 ・災害見舞金に関する事。
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況（人的及び住家）の調査に関する事。 ・罹災証明の支援に関する事。
住民支援部	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関する事。 ・被災者・避難者の輸送に関する事。 ・被災者の避難施設への受け入れに関する事。 ・被災者に対する炊き出し、物資配給計画の作成及び実施に関する事。 ・被災地域の高齢者世帯、母子世帯、障がい者の援護に関する事。 ・被災者の生活保護及び見舞金に関する事。 ・被災者相談に関する事。 ・社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連公害の予防指導に関する事。 ・避難所生活における感染症の予防及び感染症患者への対応 ・保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関する事。 ・被災地の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関する事。 ・遺体の埋葬に関する事。 ・家庭動物等対策の調整
経済対策部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜産施設、農作物、林野、家畜の災害に関する被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調査とその実施に関する事。 ・農林関係資本の融資斡旋及び災害補償に関する事。 ・被災農家の援護に関する事。 ・被災農作物、家畜及び被災林野の病虫害異常発生時における

		<p>防疫に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救農土木事業の計画及び実施に関すること。 ・林野の保全警防及び復旧対策用資材の需給計画に関すること。 ・農林畜産施設、農作物、林野、家畜等の損害額を調査し、減税等災害対策の資料作成に関すること。 ・被害調査への協力に関すること。
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急飲食、医療、生活必需品、その他物資の緊急購入計画の作成及びその他物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 ・災害時における物価対策及び生活必需物資の流通対策に関すること。 ・被災企業の調査及び復旧対策に関すること。 ・観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。
建設・水道 対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 ・道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害及びその応急対策、復旧対策に関すること。 ・災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関すること。 ・土木施設、公園施設の応急災害対策工事施工に関すること。
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の住宅対策に関すること。 ・災害時の建築用資材の需給計画に関すること。 ・避難所応急仮設住宅の建築に関すること。 ・被災地の住宅建築指導に関すること。 ・住宅金融支援機構の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・被災地に対する給水計画及び応急措置に関すること。 ・給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関すること。 ・市街地の浸水対策に関すること。 ・下水道施設の復旧対策に関すること。
文教対策部	教育施設 支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童、生徒の援護及び応急教育対策に関すること。 ・災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 ・教育施設、社会教育施設、体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 ・被災児童生徒の教科書・学用品の配布に関すること。 ・被災児童生徒の自宅までの送迎に関すること。 ・文化財の保全に関すること。 ・避難所の施設管理に関すること。

		・各班への応援・協力に関する事。
	給食班	・給食施設の保全警防に関する事。 ・被災児童生徒の給食に関する事。 ・被災者及び対策本部職員の給食に関する事。 ・職員の食料・飲料に関する事。
救援対策部	救援班	・被災地域住民救出等に関する事。
	避難所開設チーム	・避難所開設及び避難者受付に関する事 (※示された避難所開設及び避難者受付完了後、住民支援部に引継ぎ)

※班は必要に応じ設置する。

⑥ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

⑦ 設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置するが、被災により使用が不可能な場合は、代替施設へ本部を移設する。

設置場所	蘭越町役場
代替場所	蘭越消防支署

⑧ 災害対策本部通知

町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部員及び北海道（後志総合振興局）など関係各機関に通知する。

また、災害の発生するおそれなくなるとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。その場合についての通知についても同様とする。

(4) 動員・配備の連絡体制

各配備体制が発令された場合、動員・配備の連絡は、企画防災対策室長が、各課長へ、配備体制と発令の理由を伝達する。

動員・配備の連絡を受けた各課長は、各班長は、直ちに課職員に連絡をし、動員を実施する。

① 休日又は退庁後の伝達

ア 日直者、警備員による非常伝達

日直者又は警備員は、次に掲げる情報を受け、又は察知したときは総務課長へ連絡して指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

総務課長が不在の場合は、企画防災対策室長へ連絡するものとする。

- i 災害のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら察知し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。
- ii 災害が発生し、緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。
- iii 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

イ 配備体制等

前項の連絡を受けた総務部長は、副本部長に通報し、諸措置を講ずるものとする。

(5) 本部長の職務の代理

緊急課局長会議の招集や、災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関して、事故あるときは、次の者が職務を代理する。

代理順位	代理者
1位	副町長
2位	教育長
3位	総務課長
4位	企画防災対策室長

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるように、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

ア 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区をさらに56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。この府県予報区のうち、蘭越町を含む予報区を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区名称	区域	担当官署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域で気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で市町村を原則とするが、一部市町村を分割している場合がある。

二次細分区域において海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする。

(注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
石狩・空知・後志 地方（札幌管区気 象台）	石狩地方	石狩北部	石狩市、新篠津村、当別町
		石狩中部	札幌市、江別市
		石狩南部	千歳市、恵庭市、北広島市

	空知地方	北空知	深川市、沼田町、北竜町等
		中空知	芦別市、滝川市、砂川市等
		南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市等
	後志地方	後志北部	小樽市、余市町、積丹町、赤井川村、古平町、仁木町
		羊蹄山麓	ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、留寿都村
		後志西部	蘭越町、黒松内町、寿都町、共和町、神恵内村、島牧村、岩内町、泊村

(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区からなっており、そのうち以下の担当区域を札幌管区气象台が担当する。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区气象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報)	毎日3回(05、11、17時)

	地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	原則毎週2回（月・木） 毎週1回（木） 毎月1回 毎年1回（2月） 毎年1回（9月） 随時
札幌管区气象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方气象台（府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回（05、11、17時） 毎日3回（05、11、17時） 毎日2回（11、17時） 随時 随時
札幌管区气象台（地方海上予報区担当官署）	地方海上予報 地方海上警報 地方海氷情報	毎日2回（07、19時） 随時 随時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報基準

現象の種類	特別警報基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

	に発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについて警戒を呼びかける。

大雨警報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
後志西部	蘭越町	12	137

洪水警報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村名	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準
後志西部	蘭越町	パンケ目国内川流域 = 12.2 ペンケ目国内川流域 = 16.1 蘭越第一川流域 = 5.7 目名川流域 = 21.1 昆布川流域 = 23.2	尻別川 【名駒・蘭越】

ウ 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

エ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

オ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップにより災害リスクを再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

大雨注意報基準（令和2年8月6日現在）

市町村をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
後志西部	蘭越町	6	9.3

洪水注意報基準（令和2年8月6日現在）

市町村をまとめた地域	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
後志西部	蘭越町	パンケ目国内川流域 = 9.7 ペンケ目国内川流域 = 12.8 蘭越第一川流域 = 4.6 目名川流域 = 16.8 昆布川流域 = 18.5	パンケ目国内川流域 = 5、7 目名川流域 = 5、12.6	尻別川 【名駒・蘭越】

※ 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

高潮警報、注意報基準（令和2年8月6日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
後志西部	蘭越町	1.4 m	1.1 m

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報が ある場合 <small>(下段：国管理河川の 洪水の危険度分布※1)</small>	水位情報が ない場合 <small>(下段：洪水警報 の危険度分布)</small>	内水氾濫に 関する情報	土砂災害の 危険度分布 <small>(下段：土砂災害の 危険度分布)</small>	高潮に 関する情報
5	災害発生又は 切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 <small>(必ず安全とれるものではない)</small>	氾濫発生情報 <small>(危険度分布：黒 (氾濫している可能性))</small>	大雨特別警報 (浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 <small>(浸水)</small>		大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 <small>(浸水)</small>	高潮特別警報 ^{※3}
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>(令和3年の発効改正 以前の避難指示の タイミングで発令)</small>	氾濫危険情報 <small>(危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))</small>	危険度分布：紫 <small>(浸水)</small>	内水氾濫 危険情報 <small>(本町域内河川 において氾濫の 懸念)</small>	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 <small>(浸水)</small>	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難*	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <small>(危険度分布：赤 (避難時間水位超過相当))</small>	洪水警報 危険度分布：赤 <small>(警戒)</small>		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 <small>(警戒)</small>	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象 状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 <small>(危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))</small>	危険度分布：黄 <small>(注意)</small>		危険度分布：黄 <small>(注意)</small>	
1	今後気象 状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、気風や日没の時刻、堤防や構造物等の施設に関する情報など、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

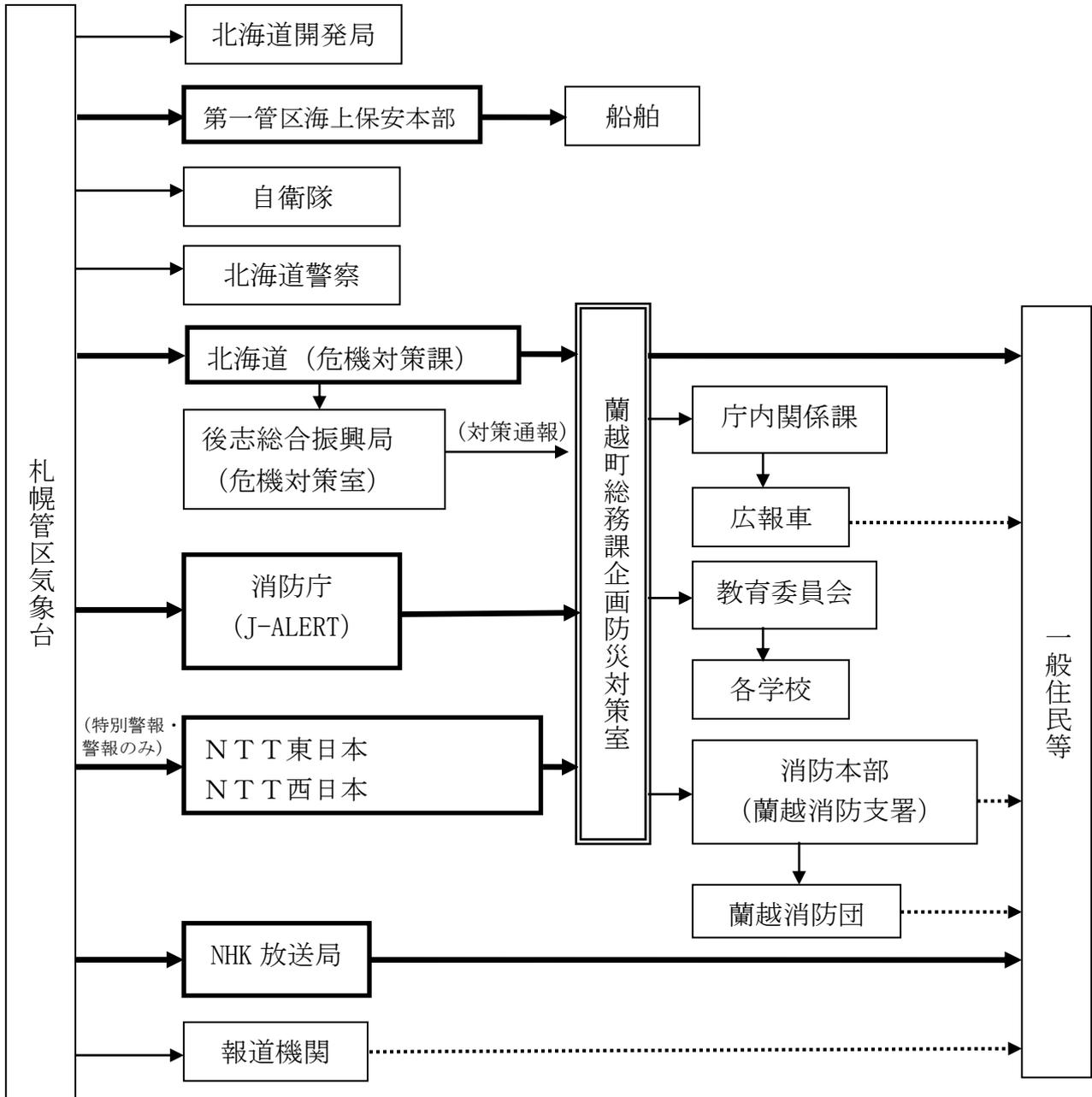
上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からマッシュ型で提供される情報）
下段細字：普段、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。
 ※2 水位情報が無いような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 ※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 (注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、気象業務法第15条の2の規定に基づき、気象等に関する特別警報を受けた町は、直ちに電話、行政通信システム、広報車等により住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。



※太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

※太線矢印は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※実線矢印は、その機関等が効率の良い伝達方法

※破線矢印は、放送、無線、広報肉声、肉声等

※報道機関は、各放送局、各新聞社、通信社

3 キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と分布

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	--

4 海上警報

(1) 種類

海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）の場合（台風により風力階級12（64kt～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

5 水防活動用気象等警報及び注意報

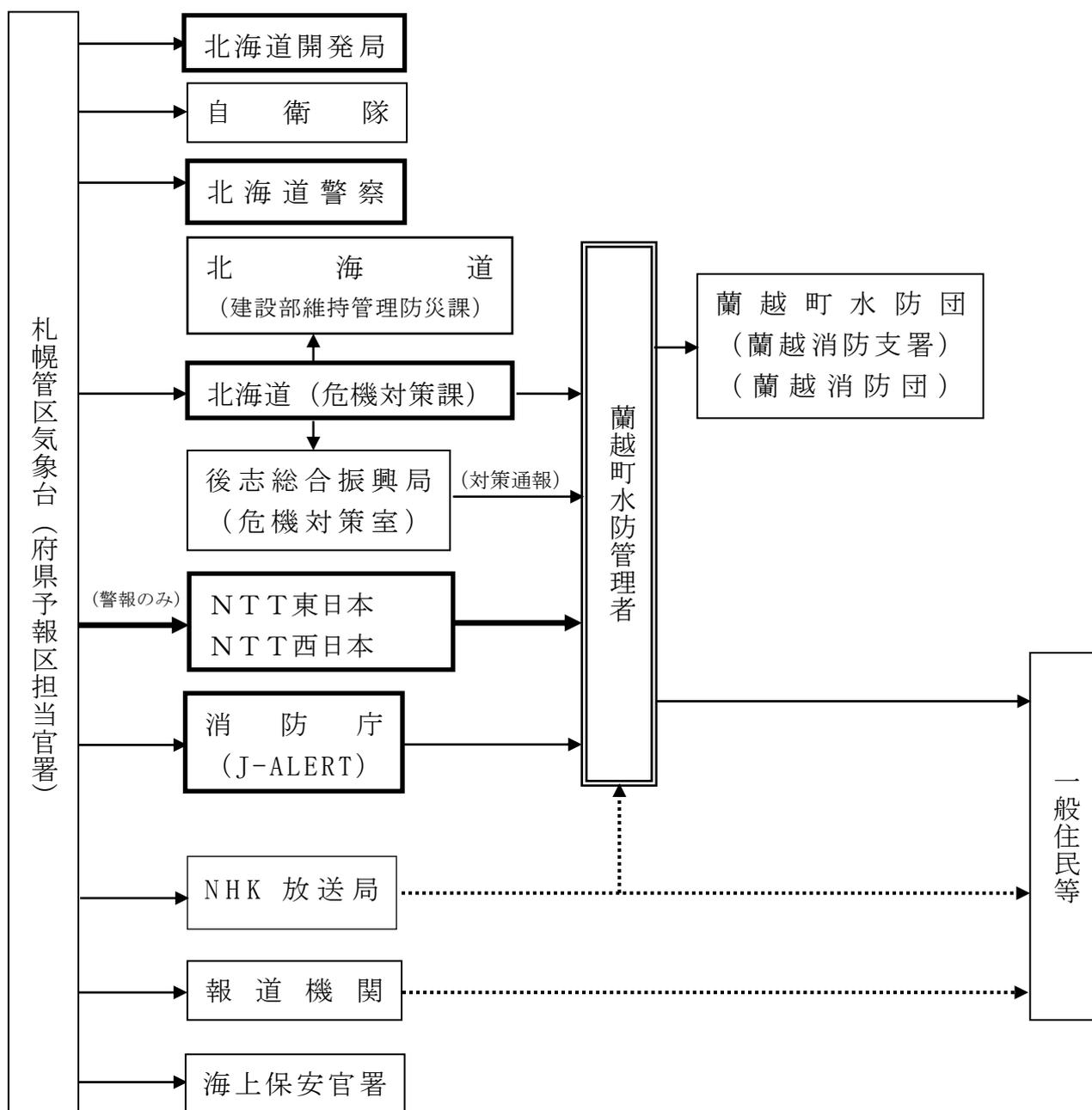
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達



※太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

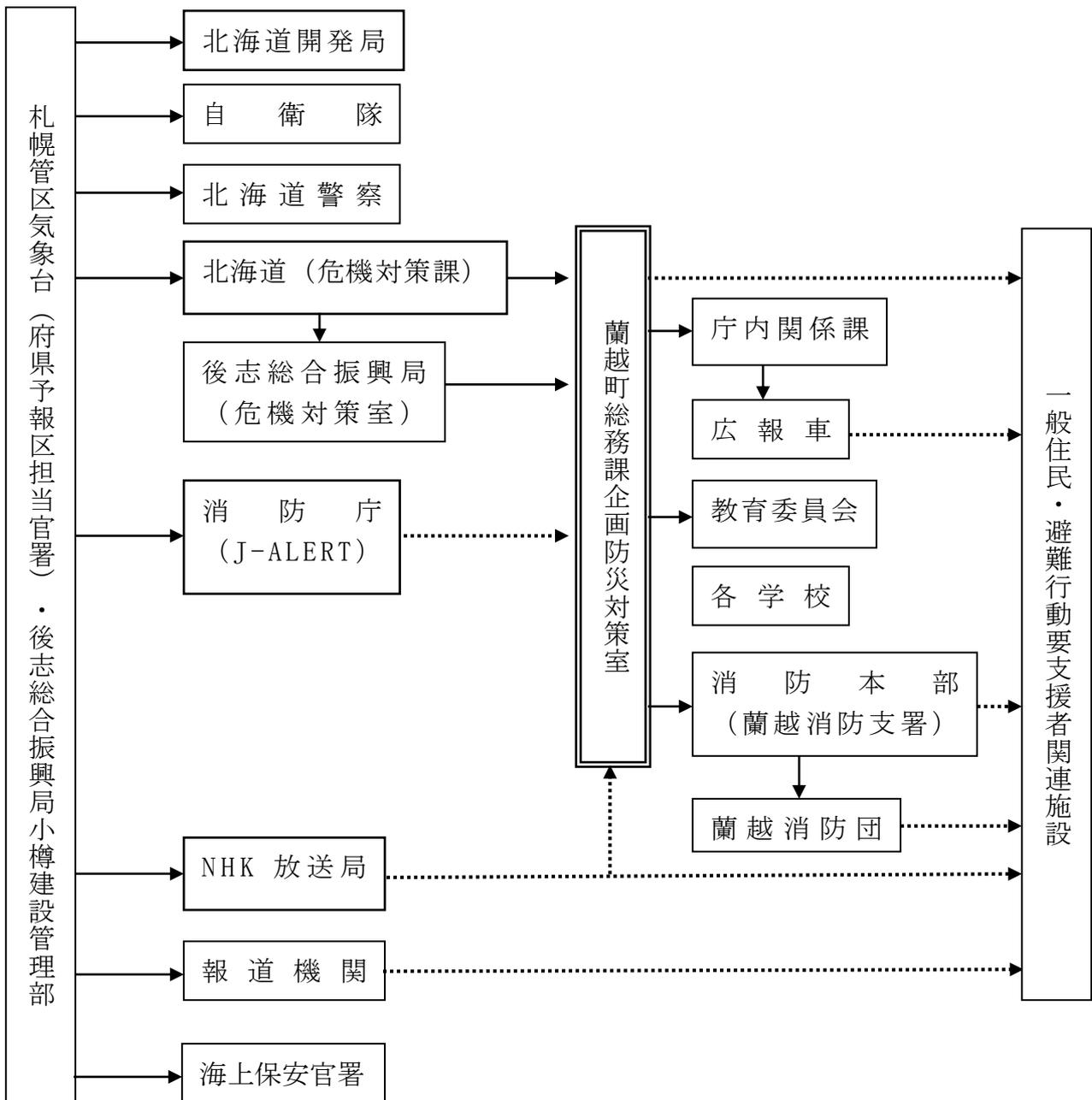
※実線矢印は、その機関等が効率の良い伝達方法

※破線矢印は、放送等

※報道機関は、各放送局、各新聞社、通信社

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報等の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警報を呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。伝達は次の系統により行う。



※破線矢印は、放送等

7 指定河川洪水予報

河川の増水や、氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(1) 洪水予報河川及び担当

ア 北海道開発局

水系名	河川名	担当
尻別川	尻別川	札幌管区气象台、小樽開発建設部

※国土交通省直轄管理区間は蘭越町のみ。

(2) 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場

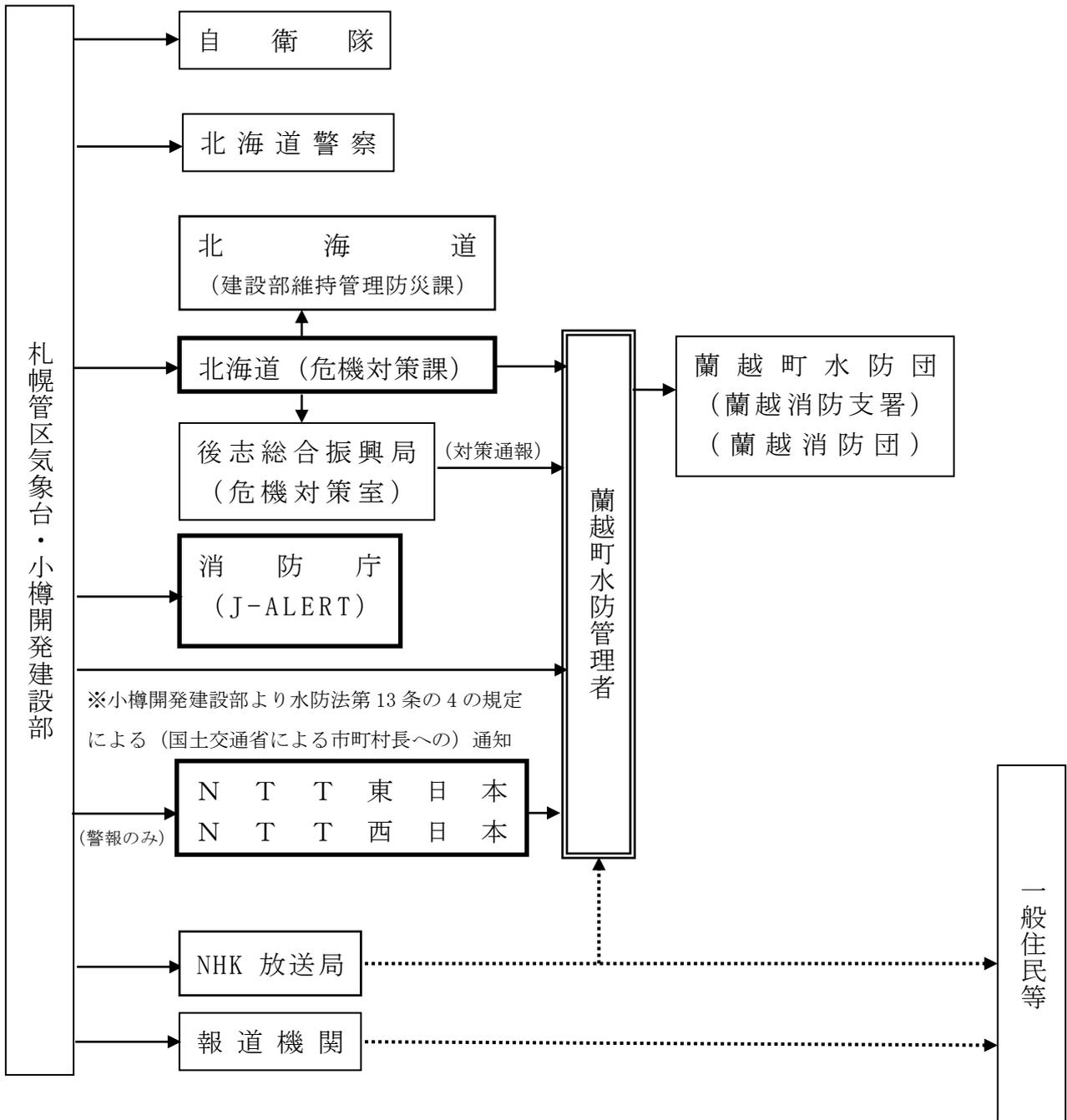
		合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 尻別川洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	河口からの距離	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
尻別川	尻別川	蘭越	蘭越	22.9km	10.90	11.90	12.10	12.40	13.61
		名駒	淀川 41番	15.2km	4.90	5.90	7.10	7.50	9.42

(4) 伝達



※太線で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先。

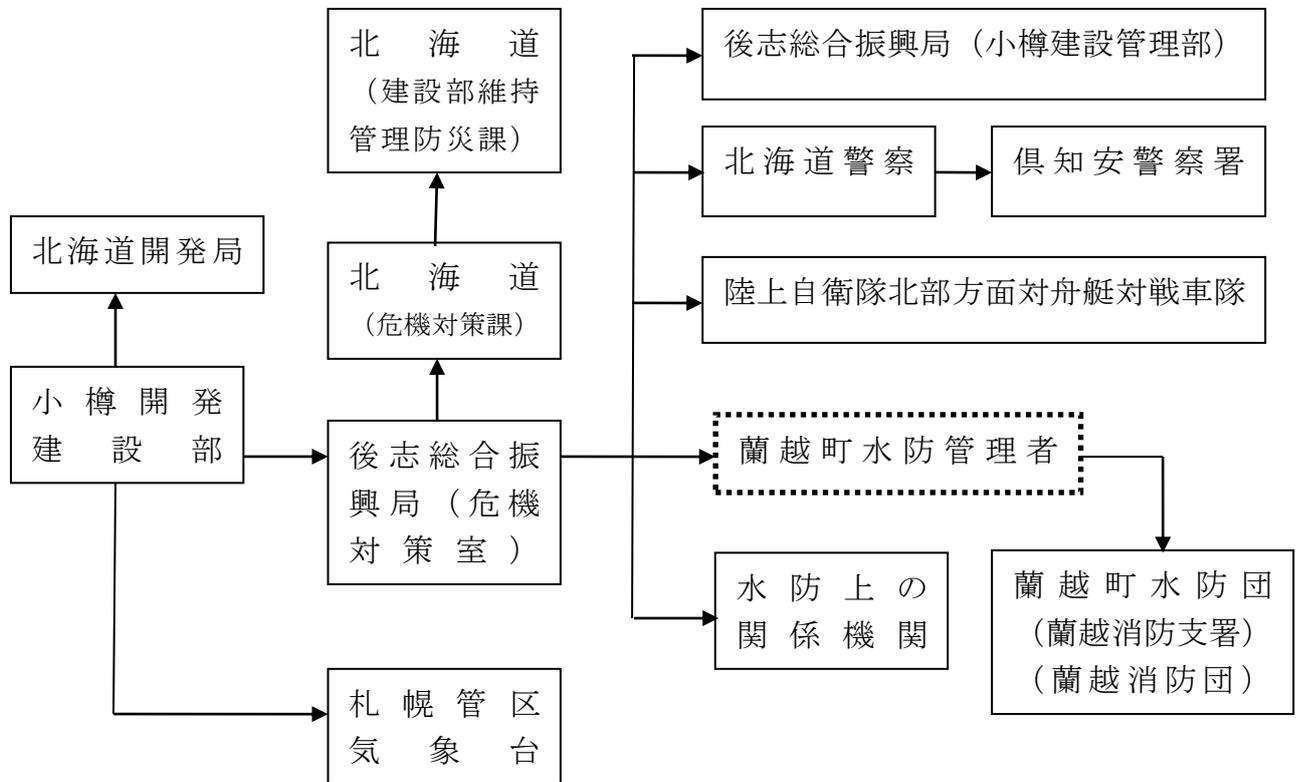
※破線矢印は、放送

※N T T 東日本及びN T T 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

8 水防警報（水防法第16条）

（1）国土交通大臣が行う水防警報

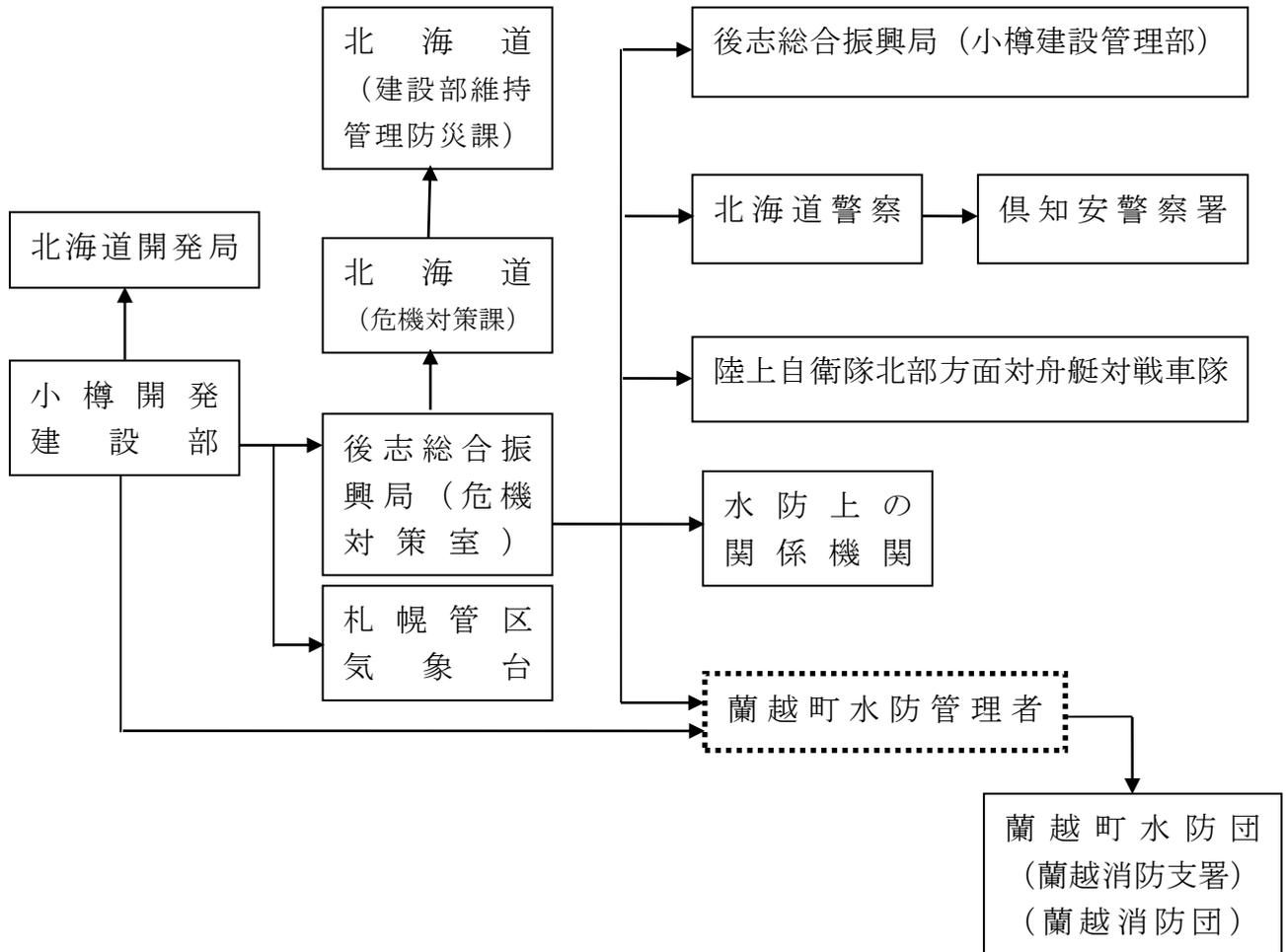
水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報は、北海道開発局長が発表し、伝達は次の系統により行う。



9 水位情報の周知

(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



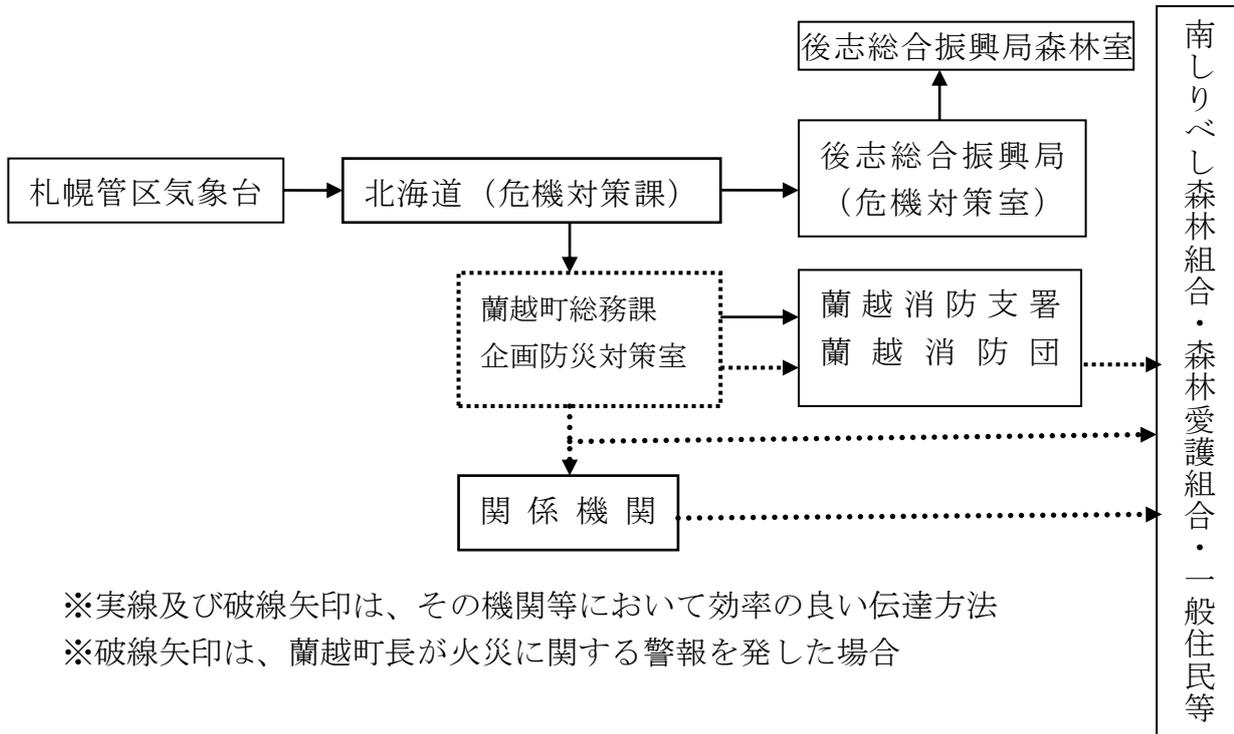
10 火災気象情報（林野火災気象通報を兼ねる）

札幌管区気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。通報を受けた北海道は、町長に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は、林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



※実線及び破線矢印は、その機関等において効率の良い伝達方法

※破線矢印は、蘭越町長が火災に関する警報を発した場合

(2) 予防組織

町内のあらゆる林野を対象として、町内を14地区に分割し、森林愛護組合を組織し、後志総合振興局森林室、北海道、气象台、羊蹄山ろく消防組合、JR北海道、森林組合及びその他関係機関と緊密な連絡の下に予消防に万全を期する。

【森林愛護組合名簿】

組合名	
立川	森林愛護組合
豊国	〃
富岡	〃
吉国	〃
御成	〃
共栄	〃
貝川	〃
田下	〃
目名	〃
鮎川	〃
港第1	〃
港第2	〃

(3) 火入れ対策

林野火災危険期間（3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行う者に対しては次の事項を指導する。

- ア 火入れ方法等についてはなるべく町、実施官公署及び森林組合の指導を受けること。
- イ 火入れ（造林地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良）を行うものは必ず許可を受けて実施すること。許可を受けた場合、許可条件を遵守すること。
- ウ 火入れ実施中警戒警報発令又は気象条件が急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- エ 火入れの許可を受けた者は、事前に羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署に「火災と紛らわしい煙又は火災を発する恐れのある行為届」を提出すること。
- オ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者は火入れ地を巡視して、完全に消火を確認するまで現場を立ち去ることができない。
なお、消火確認後は町及び当該森林組合長にその旨を連絡すること。
- カ 無許可による火入れが相当多く、このため失火している現状から無許可の火入れの防止を強力に推進する。
- キ 無許可火入れ者に対しては、その責任を強く追求する。

(4) 入林者への対策

- ア 駅、バス停、ハイキング入口、旅館、待合室等の主要箇所にポスター、標語標識をもってPRする。
- イ タバコ、たき火等による失火のないよう、十分な警防思想の啓発を図る。
- ウ 危険地帯、危険期間中の入林を制限する。
- エ 入林制限区域の周知を図る。

(5) 入林労働者の警戒

- ア 林内事業者は、予消防体制をとり火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するよう措置すること。
- イ 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所、あるいは、たき火、ゴミ焼箇所も設け、消火設備を必ず完備すること。
- ウ 各事業所の火気取締責任者は、あらかじめ連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図ること。

(6) 警防思想の普及

- ア 広報車の運行
- イ ポスター、チラシの配布
- ウ 新聞、その他広報誌による啓発
新聞及び町広報に掲載し、一般住民に対して趣旨の徹底を図る。
- エ 山火事注意旗及び看板の掲出

(7) 消防対策

- ア 各森林愛護組合は、非常の場合に備えて連絡系統を定めておく。
- イ 消火器材の整備をしておくこと。

ウ 山火事発生の場合、森林所有者及び森林愛護組合長は、消防支署長と協議して消火に当たる。

エ 地元消防機関で消火困難になったときは、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、後志総合振興局長に派遣を要請する。

(8) 通報基準

発表官署	市町村名	通報基準
札幌管区気象台	蘭越町	札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

11 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報・府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#elements:hrpns&slmcs>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（災害対策基本法第54条第1項及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（災害対策基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 市町村長の通報（災害対策基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号
札幌管区気象台	札幌（011）611-0170（天気相談所）
札幌市中央区北2条西18丁目2	611-6125（地震火山課）

4 予報・警報の受理及び伝達

気象官署が発表する予報・警報は総務課長が受理し、必要に応じて各課長に連絡するものとする。

総務課長が不在の場合は、企画防災対策室長が受理し、直ちに総務課長に報告を行う。なお、夜間又は休日等、受領担当職員が不在の時は蘭越消防支署若しくは、日直、夜警員が受理し総務課長に報告を行う。

総務課長は気象に関する予報・警報及び災害情報等の内容により、災害対策本部の設置が必要と予想される場合、速やかに町長及び副町長に報告し、災害対策本部設置の判断を得る。

第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防はあらゆる防災の基礎をなすものである。国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を確実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に災害においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことにより、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて町は、地域の特性に配慮しつつ、災害に強いまちづくりを推進するため、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 蘭越町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保持するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

(2) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるように努めるとともに、被災地の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館類似施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践

的な防災教育の推進にも努めるものとする。

- 5 町の各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 インターネット、SNSの活用
- 3 広報誌の活用
- 4 広報車両の活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 6 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 7 学校教育の場の活用
- 8 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 蘭越町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得

エ 被災世帯の心得

5 災害復旧措置

(1) 被災農作物に対する応急措置

(2) その他

6 その他必要な事項

第5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の期間

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等、災害応急対策の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見させるための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 災害通信訓練
- (5) 非常召集訓練
- (6) 津波避難訓練（港地区—津波による浸水想定区域）
- (7) その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や、防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上演習や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備備蓄に努める。

[備蓄品の例]

食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水・・・ペットボトル水

生活必需品・・・毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品・・・マスク、消毒液

燃料・・・ガソリン、灯油

その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベット、パーティション、ブルーシート、土のう袋

【燃料の調達】

調 達 先	所 在 地	電 話
(有) 深尾商店	目名町	55-3231
楠村商事(株)	昆布町	58-2426
J A ようてい 蘭越給油所	蘭越町	57-5622
(有) 石田商店	蘭越町	57-5941

- 2 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪、寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫の整備

防災資機材倉庫の整備に努める。

第4 防災備蓄計画

物資及び防災資機材等の確保の詳細は、「蘭越町防災備蓄計画」に定めるところによる。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるように、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を整える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるように、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じ推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消火活動や、救出、救護活動をはじめ、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難等の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画を配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- ・自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- ・他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したもの

とする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

エ 救出救護訓練

家屋や倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町内の一定の区域における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織として、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出援護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通

報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風・火災、がけ崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて指定避難所の開錠、開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般地図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを予め定めるように促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

のとする。

- (8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるように努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとに適合させ、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適合した指定緊急避難場所の避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象							
		土砂災害 土石流・地滑り	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (図1)	噴火に伴い 発生する 火山噴霧 (図2)	津波	地震
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地質による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を及ぼさないもの * 下記a.2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が確保される							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに 該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さには居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a.2）					施設が地震に対して安全な構造のものとして地質に対する安全性に係る建築基準法等（図3）に適合するもの（a.3）		
	立地 (B)	異常な現象による水圧、波力、揺動、衝撃等が作用する方によつて、施設の構造耐力上支障のある事象（浸透、転倒、滑動、沈下等）を及ぼさない構造のもの（a.1）					安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある		
立地 (B)							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる洪水
 ※2 火災、津波、噴火、地震等
 ※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係課局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状

に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

- (4) 町長は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等へ周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的な容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準の適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

- (4) 町は、指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。

- ア 指定避難場所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避

難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

2 防災ガイド・マップの住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災ガイド・マップの配布、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

防災ガイド・マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第5 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等に避難誘導體制の整備に努

めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
(参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」(蘭越町作成))
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り込み客対策を含む)
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 行政通信システムによる周知
 - イ Facebook等SNSによる周知
 - ウ 緊急速報メールによる周知
 - エ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知
 - オ 避難誘導者による現地広報
 - カ 住民組織を通じた広報

第6 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するための体系を整備することが望ましい。なお、個人情報の取扱には十分留意するものとする。

また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各指定避難所に保管することが望ましい。

第7 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することに

より避難の万全を期するものとする。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。
なお、避難行動要支援者に対する具体的な支援計画については、別に定める。

第1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者などが、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係課局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 個別計画の策定

町は避難行動要支援者支援のための体制を充実させるため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を踏まえ、道が作成した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」等を参考に具体的な支援計画の更新を推進するものとする。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、関係課局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ア 避難支援等関係者となる者

支援等関係者となる者は、消防機関、警察機関、民生委員法（昭和23年法律第198条）に定める民生委員、社会福祉法社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

イ 要配慮者

要配慮者とは、「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義し、以下のような類型を基本とする。

① 高齢者

- ② 要介護認定者
- ③ 視覚障がい者
- ④ 聴覚・言語障がい者
- ⑤ 肢体不自由者
- ⑥ 内部障がい者
- ⑦ 知的障がい者
- ⑧ 発達・精神障がい者
- ⑨ 難病患者
- ⑩ 乳幼児
- ⑪ 妊産婦
- ⑫ 保育所児・園児・児童・生徒
- ⑬ 外国人
- ⑭ 旅行者
- ⑮ 帰宅困難者
- ⑯ 災害時負傷者
- ⑰ 災害遺児等

ウ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する以下の者とする。

- ① 75歳以上のみの世帯
- ② 要介護認定3～5を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1～2級を所持する方
- ④ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保険福祉手帳を所持する方
- ⑥ 町長が必要と認める者

エ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲以外の避難行動要支援者の対象となる者の範囲

上記、ウに記載の他、災害発生時における旅行者、帰宅困難者、災害時負傷者、災害遺児等で支援を希望又は支援が必要と認める方。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みを予め構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障がい者団体、居宅介護支援事業者

や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 名簿作成に必要な個人情報

要配慮者名簿には、要配慮者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 住所又は居所
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 性別、対象区分（6歳未満、6歳以上、妊婦、外国人、介護、障害、65歳以上、その他、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別）
- ⑥ 搬送のための車両等
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(6) 避難支援等関係者となる者

- ① 消防機関
- ② 警察署
- ③ 民生委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他避難支援等の実施に携わる者

(7) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報の収集

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、町の関係課局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、北海道知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

(8) 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町長は、名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者にかかる名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

(9) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、

自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(11) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(12) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(13) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(14) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(15) 福祉避難所の指定

町は、保健福祉センター等や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災

訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め道防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、行政通信システムの整備環境を整えるとともに、衛星携帯電話等のシステムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努めるものとする。

第3 現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、派遣及び受入れ体制

(1) 道への依頼

町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、後志総合振興局に応援を求める。

(2) 北海道開発局への依頼

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（小樽開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（小樽開発建設部）の判断で派遣される場合もある。

(3) 北海道森林管理局への依頼

災害対策基本法の規定に基づき、応急用食料・物資等の充足状況の確認等のため、北海道森林管理局に対し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

(4) 応援隊の受入れ

総務班は、北海道開発局（小樽開発建設部）、北海道森林管理局（後志森林管理署）の現地情報連絡員（リエゾン）及び道からの応援職員の派遣が決定した場合は、作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

この計画は、羊蹄山ろく消防組合蘭越支署、及び蘭越消防団が火災、その他の災害を防ぎよし、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害を軽減するために必要な事項について定めるものである。

第1 消防体制の整備（羊蹄山ろく消防組合蘭越消防団の消防体制）

1 消防計画整備方針

羊蹄山ろく消防組合は、消防の任務を遂行するため、当該羊蹄山ろく消防組合区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう羊蹄山ろく消防組合消防計画の一層の充実を図る。

2 組織

別冊資料編のとおりである。

3 分掌

消防団長・・・団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

副団長・・・団長を補佐し、団長に事故がある場合、団長の職務を執る。

分団長・・・分団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

副分団長・・・分団長を補佐し、分団長に事故がある場合、分団長の職務を執る。

消防部長・・・消防部を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

庶務部長・・・分団長の指揮を受け、分団内の庶務を行う。

班長・・・班を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

消防団員・・・上司の命に従い、消防団員の任務を遂行する。

4 消防計画の作成

羊蹄山ろく消防組合は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

5 消防の対応力の強化

羊蹄山ろく消防組合は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2 消防力の整備

(1) 羊蹄山ろく消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、

先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

(2) 消防施設の整備状況等

現有の消防施設の整備状況等は別冊資料編のとおりである。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地羊蹄山ろく消防組合において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 火災予防

1 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、要配慮者等の焼死者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的に実施し、火災等の未然防止を図る。

2 防火思想、活動の充実

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所、施設等に対する研修会及び消防訓練の指導さらに町広報やチラシ、ポスター等の防災資料を配布して防火思想の普及に努める。

また、危険物の貯蔵施設・設備等について、定期的に査察調査を実施し、危険物の貯蔵、取り扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火防災思想の向上とその対策を推進する。

第5 警防

火災その他の災害を警戒し鎮圧するために必要な運営事項を定め消防の機能を十分に発揮するため、次の事項を定める。

1 火災警報

町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受け、火災予防上危険であると認められるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項により火災警報を発令するものとする。

2 召集及び出動計画

消防団長は、消防団を蘭越町行政通信システムにより招集し、火災の規模等により次の基準で出動を指示する。火災の警戒、鎮圧、その他の災害に所要の人員を確保し速やかに事態に対処する体制をとるものとし、具体的な事項については、消防団災害出動規程による。

(1) 通常火災の場合

火災の状況により各分団長に指示

(2) 大火災又はそのおそれがあると認められた場合

全分団出動の指示

第6 広域消防応援体制

羊蹄山ろく消防組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ消防機関の応援協定や受援計画に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 水防区域

水防上特に重要な警戒区域は、蘭越町水防計画のとおりである。

第2 予防対策

(1) 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、蘭越町行政通信システム、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した「蘭越町水防計画」の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 町

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

2 町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

本町は、町内全域が特別豪雪地帯に指定されている。積雪による道路交通状況の悪化は、住民の生活へ及ぼす影響が大きく、災害発生時における緊急車両の通行にも支障が生じる。

町及び関係機関は、冬季間において適宜道路の除排雪を実施し、良好な道路交通の確保を図るとともに、異常降雪により道路交通の状況が悪化し、またはそのおそれがあるときは、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。その他、異常降雪に対処するための予防対策は、この計画に定めるところによる。

第1 雪害予防対策

- (1) 日頃から関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努める。
- (2) 各道路管理者は、降雪期前に除排雪機械の点検整備を行うとともに、降雪期間中は、常に除排雪機械の整備に努め、常時十分な除排雪体制を確保する。
- (3) 各道路責任者は、雪害防止を図るため、気象官署の発表する雪に関する予警報等に基づき、気象状況の把握に努めるとともに、除排雪体制を整える。
- (4) 町長は、大雪警報が発令されるおそれのあるときは第1非常配備体制をとり、降雪の状況に応じて町道の確保等必要な体制をとるものとする。

第2 孤立地域対策

異常降雪等により交通が途絶した地域において食糧等が極度に不足した場合又は急病患者が発生した場合等においては、関係機関の協力を要請し、雪上車、ヘリコプター等により救急措置を講ずるものとする。

第3 交通確保対策

- (1) 積雪時に迅速的確なる除雪を実施し、交通の確保を図り、地域産業経済の発展と地域住民の生活安定を図る。

なお、交通を確保する路線は別表「除雪路線計画」のとおりである。

別表 除雪路線計画

路線名	除雪区間	延長	備考
(小樽開発建設部所管) 国道5号線 国道229号線	昆布町～上目名 港地区	(km) 24.5 4.0	小樽開発建設部にて計画

(後志総合振興局小樽建設管理部所管)			
昆布停車場ニセコ線	昆布町～昆布温泉	5.9	後志総合振興局小樽建設 管理部にて計画
北尻別蘭越停車場線	蘭越町～港町	20.0	
磯谷蘭越線	蘭越町～港町	15.4	
相生蘭越線	蘭越町～相生	5.2	
名駒田下線	名駒町～田下	10.8	
岩内洞爺線	湯里～湯本温泉	13.3	
蘭越ニセコ倶知安線	黄金～豊国	11.1	
豊浦ニセコ線	西富～立川	10.8	
岩内蘭越線	蘭越町～新見	5.8	
蘭越停車場線	蘭越町～蘭越市街	0.5	
倶知安ニセコ線	湯本温泉～五色温泉	3.7	
(蘭越町所管)			蘭越町にて計画
蘭越あけぼの線 外 全町314路線		178.6	除雪基準：降雪10 c m以 上で出動。

(2) 雪捨て場

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に注意する。

ア 交通に支障のない場所を選定する。

イ 河川等を利用する場合は河川の流下能力の確保に努め、氾濫災害時の発生防止に十分留意する。

第4 積雪時における消防計画

積雪時における消防対策は、防火水槽、消火栓の除雪及び凍結防止と密集住宅周辺路線、市街地は除雪を完全に行い、消火作業を容易にならしめるよう万全を期する。

特に住民には、出入口及び窓等の除雪を常に行い、有事の際は、生命の安全を期するよう防火思想の普及徹底に努める。

第5 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第6 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 指定避難所対策

町は、指定避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、党機関でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第14節 融雪災害予防計画

町及び防災関係機関が、融雪による河川の出水災害に対処するための予防対策は、この定めるところによる。

第1 気象情報の把握

札幌管区气象台との緊密な連絡の下に、降雪の状況、低気圧の発生、経路、降雨、気温の上昇等の状況を把握し、融雪出水の予測に努めるとともに、気象情報の的確な把握及び周知に当たる。

第2 出水災害予防体制の強化

小樽開発建設部、後志総合振興局、町及び蘭越消防支署は、平常時から水防用資機材を点検・整備し、ポンプ場、樋門および樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

第3 河川流下能力の確保

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪、じんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想されるときは、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕、障害物の除去等に努め、併せて樋門、樋管等 河川管理施設の整備点検を行い、河川流下能力の確保に努める。

第4 下水道等の点検

融雪出水前に下水道、排水溝等の清掃を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第5 なだれの災害予防

(1) 道路斜面のなだれ予防対策

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知するための標識を設置し、随時当該路線および区間のパトロールを実施し、なだれの発生が予想されるときは、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講じる。

(2) 鉄道斜面のなだれ予防対策

JR北海道倶知安駅は、なだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じて線路警備、運転規制等を実施し、列車運行の安全を確保する。

(3) がけ地のなだれ予防対策

がけ地の管理者は、融雪期において、がけ崩れおよび地すべり発生予想箇所のパトロールを強化し、災害の発生が予想されるときは、速やかに町または管理者に通報するとともに必要な応急措置を講じる。

(4) 水防思想の普及

町は、融雪災害発生時において水防に対する住民等の協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努める。

第15節 高波、高潮等災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 高波、高潮等災害危険区域

本町の海岸延長は、約4.6kmで、本町の海岸線で警戒を要する区域は、別に定める。

第2 予防対策

住民に対し高波、高潮・津波等危険区域の周知に努めるとともに、高潮警報等を迅速に伝達し、必要な警戒避難体制を図る。

(1) 主な伝達

蘭越町行政通信システム、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

- 1 本町における、当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、別冊資料編のとおりである。

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- (1) 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、2次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

- (1) 住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの

周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

なお、町内の山地災害危険地区は、以下のとおりである。

※<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する積雪・寒冷対策は、本計画の定めるところによる。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、特に次の事項について十分留意した上で、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもと、除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保（緊急時ヘリポートの確保）

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐雪性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難場所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第18節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

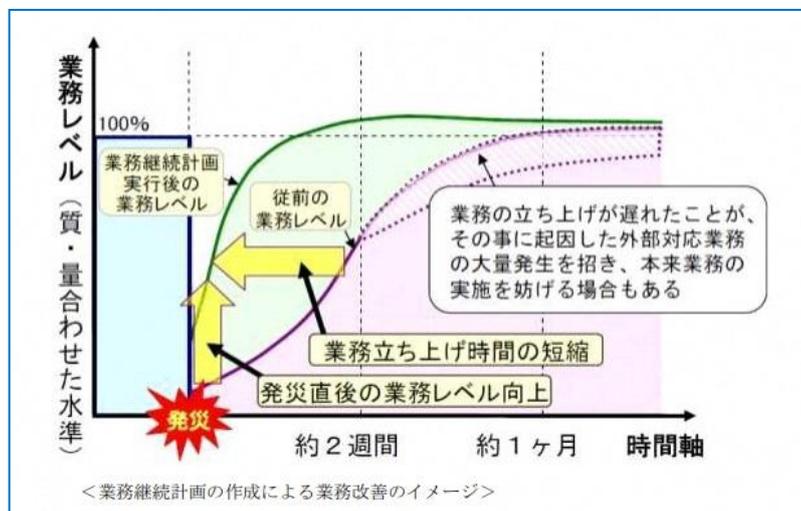
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等の準備に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

- 1 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。
- 2 事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等によ

り、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努めるものとする。

また災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る。

(1) 代替施設

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置するが、被災により使用が不可能な場合は、蘭越消防支署へ移設する。

(2) 本部長の職務の代理

緊急課局長会議の招集や、災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関して、事故あるときは、次の者が職務を代理する。

代理順位	代理者
1位	副町長
2位	教育長
3位	総務課長
4位	企画防災対策室長

第4章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害対策基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施を図るものとする。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告するものとする。また、北海道地域防災計画に定める災害情報等報告取扱要領に従い、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

第2 災害情報等収集及び連絡

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的災害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要するものと思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

(6) その他特に指示のあった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、蘭越町地域防災計画（資料編）の様式により速やかに報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政期間及び指定公共機関の維持する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに蘭越町地域防災計画（資料編）の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、蘭越町地域防災計画（資料編）の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等については、特に指示のあった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に蘭越町地域防災計画（資料編）の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令の定めに従い、それぞれの所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は蘭越町地域防災計画（資料編）のとおりとする。

第3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への報告

町は、発災後の情報等について、次により道に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発生後速やかに

イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、119番の通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を国（消防庁経由）及び道への報告に努める。

第4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は「災害情報等報告取扱要領」に基づき、後志総合振興局

長及び知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

第5 災害通信計画

1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線等の通信設備等が使用できない場合は次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

- ① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。
- ② NTTコミュニケーターがでたら
 - a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - c 通話先の通信文等を申し出る

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

- ① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等が行う場合限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は 警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間

2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間、消防機関相互間、水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間、災害救助機関相互間、消防・災害救助相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は普及その他通信確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間、防衛機関相互間、警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急取扱いの電報は、次の事項を内容とする電報話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う(①の8項に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間

(3) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

役場から各市町村、北海道、各総合振興局又は振興局に対しての通信（FAXを含む）は、本ネットワークを使用する。

（使用方法）

- ① 電話・・・庁舎内各々の電話から「676」のあとに機関番号、内線番号と続けてダイヤルする。
- ② FAX・・・総務課設置のFAXから発信する。

(4) 途絶における措置

上記の各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難なときは、臨機の措置を講ずるものとする。

第2節 災害広報・情報提供計画

被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 報道機関への情報提供をはじめ、蘭越町行政通信システム、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。またLアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、他事業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 広報内容

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体や、NPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害に関する情報（注意報、警報、危険区域等、）
- (2) 避難所等について（避難所の名称、位置、経路等）
- (3) 交通、通信情報（不通箇所、開通見込日時、不通箇所、通信途絶区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (5) 電気、水道、ガス等公共事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項

項等)

- (6) 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、種類、量、対象者)
- (10) 河川、橋梁等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- (11) 住民の心得等、民心の安全及び社会秩序保持のため必要とする事項
- (12) その他判明した被災地の情報(二次災害の危険性等)

3 広報方法

あらゆる広報媒体(蘭越町行政通信システム、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物等)を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期すものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

第2 防災関係機関の広報

各防災関係機関は、それぞれ定めた災害時の広報計画により、住民への広報を実施する。特に住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、水道、ガス等)は応急対策活動とこれに伴う復旧状況を、定期的に住民に広報するとともに、町に対し、情報の提供を行うものとする。

第3 安否情報の提供

1 電報の安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況

ウ	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者について保有している安否情報の有無
---	---	--

(4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4 災害時の氏名等の公表

1 道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

2 町

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第3節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 市町村長(災害対策基本法第60条)

(1) 市町村長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

(2) 市町村長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 市町村長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)

2 水防管理者(水防法第29条)

(1) 水防管理者(水防管理団体である市町村の長等)は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長又は振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

(1) 知事（総合振興局長又は振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（総合振興局長又は振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市町村長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市町村長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により市町村長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する

4 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により市町村長から要求があったとき、又は市町村長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市町村長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

(2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)

(3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

(5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道(総合振興局又は振興局)、北海道警察本部(警察署等)、第一管区海上保安本部(海上保安部署)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、市町村長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、蘭越町行政通信システム、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない
警戒レベル 4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する	避難指示
警戒レベル 3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業

者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

- (4) 道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 指定緊急避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 指定避難所の開設

1 町は、災害が発生時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

4 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第10 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(1) 住民組織の協力要請

各住民組織に対しての要請事項は、おおむね次のとおりである。

- ① 災害現場における負傷者の応急手当
- ② 避難所内での炊き出し、罹災者の救護活動
- ③ 義援金品の募集及び整理
- ④ 本部が行う人員、物資の輸送
- ⑤ その他救護活動に必要で町長が協力を求めた事項

(2) 住民組織の名称

災害時において、協力要請する住民組織は次表のとおりである。

団 体 名	事 務 局
蘭越町日本赤十字奉仕団	住民福祉課・福祉係
蘭越町女性連絡協議会	教育委員会・生涯学習課
蘭越町商工会青年部	蘭越町商工会事務局
蘭越町商工会女性部	蘭越町商工会事務局
J A ようてい女性部蘭越支部	J A ようてい蘭越支所
J A ようてい青年部蘭越支部	J A ようてい蘭越支所
蘭越町市街地区連合町内会	住民福祉課・住民運動係
水上淀川大谷地域振興会	事務局長宅
昆布地区振興会	昆布出張所
名駒振興会	名駒出張所
御成地区連合町内会	会長宅
富岡地区連合会	会長宅
三和連合町内会	会長宅
港連合町内会	事務局長宅

- 2 マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合せて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担当、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- 3 指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供するよう努めるものとする。
- 4 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベットの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 6 指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 7 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- 8 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 10 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅

館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

- 11 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 12 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 13 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、対しえの構築に努めるものとする。
- 14 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 15 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町から協議の求めがあった場合、道は他の都府県と協議を行うものとする。

- (3) 町から求めがあった場合には、道は受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

第12 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市町村長（以下「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 道外広域一時滞りの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(5) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

(8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞りの必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町職員
- 2 消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 6 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長(災害対策基本法第63条、地方自治法第153条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員(消防法第28条・第36条)

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(水防法第21条)

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・36条、水防法第21条)

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該

区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を市町村長に通知することとする。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(災害対策基本法第 63 条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

6 町の実施する応急措置の代行(災害対策基本法第 73 条・第 78 条の 2)

(1) 北海道

知事（総合振興局長又は振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該町長の実施する応急措置の全部又は一部を、当該町長に代わって実施するものとする。

ア 警戒区域の設定(災害対策基本法第 63 条第 1 項)

イ 応急公用負担の実施(災害対策基本法第 64 条第 1 項)

ウ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(災害対策基本法第 64 条第 2 項)

エ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(災害対策基本法第 65 条第 1 項)

(2) 指定行政機関・指定地方行政機関

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該町長が実施する応急措置の全部又は一部を、当該町長に代わって実施しなければならない。

ア 応急公用負担の実施(災害対策基本法第 64 条第 1 項)

イ 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施(災害対策基本法第 64 条第 2 項)

ウ 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施(災害対策基本法第 65 条第 1 項)

第5節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、町長は知事に対して、自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

北海道知事（後志総合振興局長）

2 要請先

倶知安駐屯地司令（北部方面対舟艇対戦車隊長）

（住所）虻田郡倶知安町高砂232-2

（電話）0136-22-1195

3 要請基準

- （1）人命救助のための応援を要請とするとき
- （2）地震（津波）による災害、又は発生が予想され、緊急の措置に応援が必要とするとき
- （3）救援物資の輸送のため、応援を必要とするとき
- （4）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- （5）応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

4 要請手続等

- （1）町長は災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼する。また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- （2）要請権者は前項により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに司令部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- （3）町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指令部隊との連絡が不能である場合等については、直接指令部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行うものとする。

5 経費等

- （1）次の経費は、町及び施設等の管理者において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲み取り料

- (2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町長も災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 自衛隊との連携強化

町長は災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集及び連絡体制の確立に努めるものとする。

第5 町長の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、町長の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に町長、知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 町長等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第6 林野火災による自衛隊派遣要請

林野火災の発生に際し、地元消防機関で消火が困難となったときは、町長は、後志総合振興局長を通じて知事に状況報告を行い、自衛隊の派遣を要請する。

【状況報告】

- ・場 所
- ・日 時
- ・被災状況
- ・器 材
- ・人 員
- ・現地に至る経路
- ・現地の状況
- ・ヘリポートの設置位置等

第7 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- 2 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- 3 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第8項)
- 5 住民等への応急措置業務従事命令(災害対策基本法第65条第3項)
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(災害対策基本法第76条の3第3項)

第8 派遣要請先(指定部隊長の長)

1 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線 2574 2575, 2576	北海道	北海道全域
第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線 2136 (当直 2300)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区
北部方面対舟艇対戦車隊長 (倶知安駐屯地司令)	運用訓練	虻田郡倶知安町高砂232-2	0136-22-1195 内線 225 (当直 302)	後志総合振興局	蘭越町、倶知安町、京極町、喜茂別町、ニセコ町、留寿都村、真狩村

2 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方総監	防衛部第3 幕僚室	青森県むつ 市大湊町 4- 1	0175-24-1111 内線 2224 (当直 2222)	北海道	北海道全域
函館基地隊司令	警備課	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224 (当直 300)	北海道	北海道全域

3 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊 司令官	防衛部	青森県三沢 市大字三沢 字後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353 (当直 3901)	北海道	北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和 無番地	0123-23-3101 内線 2231 (当直 3800)	北海道	北海道全域

第9 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって後志総合振興局長を経由して、知事に報告するものとする。

第6節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第3節避難対策計画第12」による。

第1 応援要請

町長は、地震等の災害が発生し、町単独の応急対策活動で対応することが難しいと判断したときは、法令又は協定に基づいて応援要請を行う。

第2 法令に基づく応援

町は、災害が発生により、救助、救出活動や医療活動等に応援の必要があると認めるときは、災害対策基本法、災害救助法、自衛隊法、地方自治法等に基づき、物資や人員等の応援及び支援を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

第3 協定に基づく応援

町及び各防災関係機関は、地震などの災害が発生し、救助、救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において応援が必要であると認めるときは、次の協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い迅速な応急対策の実施を図る。

協定名	協定締結先	協定の概要
北海道広域消防相互応援協定 (平成3年4月1日)	北海道内の市、町及び消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none">・陸上応援 (消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊)・航空応援(航空隊による応援)

協定名	協定締結先	協定の概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成9年11月5日)	北海道及び道内全市町村	<ul style="list-style-type: none">・食料、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供・被災者の救出、医療及び防疫等に関する提供・被害応急対策活動に必要な職員の派遣
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年6月25日)	北海道、道内の市町村及び消防の一部事務組合	<ul style="list-style-type: none">・消防防災業務・災害応急対策活動・救急活動

		<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動 ・火災防御活動 ・その他の防災活動
--	--	---

第4 その他の応援

町は、その他、次の民間団体等に協力を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

協定名	協定締結先	協定の概要
羊蹄山麓地区災害救急医療対策に関する協定	羊蹄医師会	・災害医療救助活動
蘭越町所管公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定 (平成18年11月1日)	蘭越建設協会	・災害応急活動

第7節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等活用（受入）については、本計画の定めるところによる。

第1 活用（受入）対応

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場所を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第8節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地域の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任及び措置内容

1 蘭越町

町は、（災害救助法を適用された場合を含む）災害により生命・身体が危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関に収容する。また、災害時に町の救助力が不足すると判断した場合は隣接町村、北海道等に応援を求めることができる。

2 地元消防機関

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接町村、北海道等の応援を求める。

3 倶知安警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

4 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

5 北海道

町長から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときはその状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 陸上における救助救出活動

町及び倶知安警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救助救出を要する者

を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災地の救出、救護を実施する。

3 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第9節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施方法

災害が発生し、多くの負傷者が発生し、又は発生していることが予想される場合、災害対策本部は医療関係者と協議し、医療救護の実施に当たるものとする。

【医療機関】

(医科)

病 院 名	所在地 電話番号	診療科目	医療技術者		病床数
			医師	看護師	
蘭越町診療所	蘭越町 138-1 57-5424	内科・小児科・外科・ リハビリテーション科	3	4	—
医療法人社団静和会 昆布温泉病院	字黄金 118 58-2231	内科・整形外科 リハビリテーション科	2	3 1	1 2 4

(歯科)

病 院 名	所在地（電話番号）
蘭越町立蘭越歯科診療所	蘭越町 253 (57-5181)
山田歯科医院	蘭越町 171-4 (57-5888)

第2 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、暖房用燃料については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第3 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第4 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第10節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 町

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の処置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 町を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 道

- (1) 町が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (2) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫の指示及び命令

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示及び命令に従い実施する。

- (1) 消毒方法の施行に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 家用水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

第3 防疫の実施組織

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため保健衛生班を編成する。
- (2) 保健衛生班の編成は、おおむね衛生技術員1名、事務職員1名、作業員3名とする。

第4 防疫の種別と方法

1 臨時予防接種

町長は、知事より指示があったときは、指定された対象者の範囲及び期日に基づき、予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するが、知事の指示があった場合、町長は道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

3 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日、健医感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の消毒は、その水1㎡当たり20ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させ使用させるものとする。なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

(2) 家屋内

汚染された台所、炊事場、食器戸棚など中心にクレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布すること。

(3) 便所

便所は石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分拡散させ、1週間以上放置したのち処理するものとする。

- ・か性石灰末 し尿貯留量の30分の1以上
- ・石灰乳 " 5分の1以上
- ・クロール石灰水 " 5分の1以上

4 ねずみ、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

第4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

また、飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第11節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

なお、本計画に定めるところ以外の災害警備については、北海道地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

第1 災害警備体制の確立

(1) 警備体制の種別

ア 準備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ、事態発生まで相当の時間的余裕がある場合は、準備体制をとるものとする。

イ 警戒体制

管内に気象警報が発せられ洪水、津波、山くずれ、大火等による被害の発生が予想される場合は、警戒体制をとるものとする。

ウ 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は非常体制をとるものとする。

第2 応急対策の実施

1 警察の任務

倶知安警察署は、風水害等各種災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 警察の実施する応急対策

倶知安警察署は、以下のような災害警備に関する応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

倶知安警察署は、町及び各防災機関と連携して迅速に災害情報を収集し、応急対策活動の円滑な実施を図る。

(2) 避難指示

倶知安警察署は、町長が避難に関する指示等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、災害対策基本法第61条に基づき、住民等に対して避難指示等を行い、防災計画に定める避難先を住民等に指示又は避難先までの誘導を実施する。

(3) 交通整理（規制）の実施

倶知安警察署は、地震等の災害発生に伴う避難行動や救出救助活動、停電による信号滅灯、道路被災による道路渋滞が発生した際は、道路管理者と連携した交通整理（規制）及び住民等に対する広報を実施する。

(4) 防犯パトロールの実施

倶知安警察署は、住宅街及び商店街等におけるパトロールを実施し、犯罪の予防及び取締りを実施する。

(5) 救助・救出活動の実施

俱知安警察署は、町、消防等の各関係機関と連携した被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体を発見した際は医療機関等の協力を得て検視を行う。

3 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域(基本法第 63 条)又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第12節 交通応急対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

1 蘭越町

- (1) 町が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

2 羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署

- (1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防職員は、(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

4 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の

5 北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。物件を破損することができる。

6 北海道

(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

(1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

(2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

(1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。
なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事(総合振興局長又は振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(総合振興局又は振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

道、市町村及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車

両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第13節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を町長が関係機関の協力を得て、迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町、国及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救助のための必要な人員、機材等の輸送
- (4) 飲料水の確保と運搬給水
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害時に対策本部が行う輸送

第2 輸送の方法

(1) 陸上輸送

災害時においては、関係機関の協力を求めるほか、民間輸送業者等の車両を借り上げるものとする。

(2) 海上輸送

海上輸送の必要が生じた場合は、関係機関の協力を得て、船舶の借上げ等を行うものとする。また、災害の規模においては第一管区海上保安本部に協力要請を行うものとする。

(3) 空中輸送

災害により、被災者の救助、物資の輸送等空中輸送の必要が生じたときは、町長は後志総合振興局を經由して自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

また、ヘリコプター発着場所及び物資の可能な地点には、次のとおり表示しなければならない。

- ① 吹流し等による風向表示
- ② 着地点には、着地点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円をかき、中央にHと表示する。
- ③ 発着地点の目印となるものを後志総合振興局に報告する。
- ④ 夜間の場合は、着地予定地の四方に赤色回転灯を設置する等の方法を講ずるものとする。

【物資投下・ヘリコプター発着可能地点】

地区名	地点名	面積	備考
蘭越町	蘭越中学校グラウンド	32,623 m ²	
蘭越町	総合運動公園	12,476 m ²	
目名町	蘭越町目名サッカー場	8,970 m ²	
名駒町	旧名駒小学校グラウンド	8,370 m ²	
蘭越町	蘭越小学校グラウンド	7,546 m ²	
字三和	旧三和小学校グラウンド	6,264 m ²	
昆布町	昆布小学校グラウンド	5,430 m ²	
字御成	旧御成小学校グラウンド	4,722 m ²	
字湯里	旧湯里小学校グラウンド	3,979 m ²	

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第14節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者に対する食糧供給に関する計画は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 蘭越町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。町において調達が困難な場合、町長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章1第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(1) 実施責任者

主要食糧の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 供給の対象者

ア 避難所に収容された罹災者。

イ 住宅の被害が全壊、全焼、流出、埋没、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者。

ウ 床上浸水の場合は、供給の対象とならないが、避難の指示に基づき避難所に収容された者は対象とする。

エ 被災地において、救助作業、応急措置等に従事している者。

(3) 応急供給の数量

1人当たりの供給数量はおおむね次のとおりとする。

ア 被災者に対する給食は、1食当たり換算して200グラムの範囲内とする。

イ 被災状況によって通常配給できない時の配給は、1日当たり精米換算400グラムの範囲内とする。

ウ 麦製品の精米換算率は100%とする。

エ 災害救助、応急災害作業に従事する者に対する給食は、1食当たり300グラムの範囲内とする。

(4) 応急用米穀の供給方法

町長は、炊出し等の給食に応急用米穀等を町内において確保できない場合は、その確保について知事に要請するものとする。

2 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 副食、調味料供給計画

副食、調味料については、必要に応じ、町内の取扱業者から調達するが、調達が困難な場合は、知事に要請する。

第3 炊き出し計画

(1) 炊き出し

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、給食部を中心として、関係機関の協力を得ながら学校等の給食施設等の既存施設を利用して行う。
なお、実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 炊き出し現場に責任者を配置し、責任者はその実施に関し、指導をするとともに関係事項を記録しておく。

イ 献立は栄養価等を考慮して定めなければならないが、被災の状況により食器等が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物、缶詰の副食などを配給する。

(2) 炊き出しの食品衛生

炊き出しにあつては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の事項に留意するものとする。

ア 炊き出し施設には、飲料適水を供給する。

イ 必要な器具、容器を十分確保する。

ウ 炊き出し所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ 原料は、できるだけ新鮮なものを仕入れ、保管にも留意する。

(3) 炊き出し等の費用及び期間

費用及び期間は、災害救助法が適用された場合は、その基準による。

第4 食料輸送計画

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、町長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、町長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であつて政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づ

き政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ (1) のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は町長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書により契約を締結する。
- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書により契約を締結するものとする。

第15節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

第2 給水対象者

給水は災害のために飲料水を得ることができない者に対し、行うものとする。
なお、給水量は1人当たり1日3リットル以上を確保するものとする。

第3 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク、散水車、消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第4 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は自衛隊等へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

【給水施設の状況】

令和5年3月31日

給水施設の名称	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	原水種別	配水方法	取水施設の所在地
蘭越・目名地区簡易水道	3,226	2,777	湧水	自然流下	字湯里道有林 170 班内浅瀬川湧水地点 字田下 217-3 ポン貝殻沢川第2川湧水地点
三和地区簡易水道	558	397	〃	〃	字上里 100-1 堤の沢川第2支流川湧水地点
御成地区簡易水道	390	262	〃	〃	字上里 114 三部沢川湧水地点
昆布地区簡易水道	726	649	〃	〃	字湯里 680-1 地先ニセコアンベツ2号川湧水地点

第16節 衣料・生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

なお、災害救助法が適用された場合は知事又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 対象者

災害により住宅が全焼、流出、全壊、半焼、半壊、及び床上浸水となった者で被服寝具、その他の生活物資を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

第3 給与又は貸与の方法

災害対策本部は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

第4 給与又は貸与の費用及び期間等

給与又は貸与の品目、支給基準、費用及び期間については災害救助法が適用される場合に準ずる。

第5 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の廻り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

第6 物資の調達先

必要に応じ、町内の業者より調達するが、調達が困難な場合は、後志総合振興局長を通じ知事に要請する。

第17節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

第18節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等について予め協議しておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第19節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害
応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の倒壊及び陥没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による
当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応
急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な支障を与え、又は住民の生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は関係機関の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

第20節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

2 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

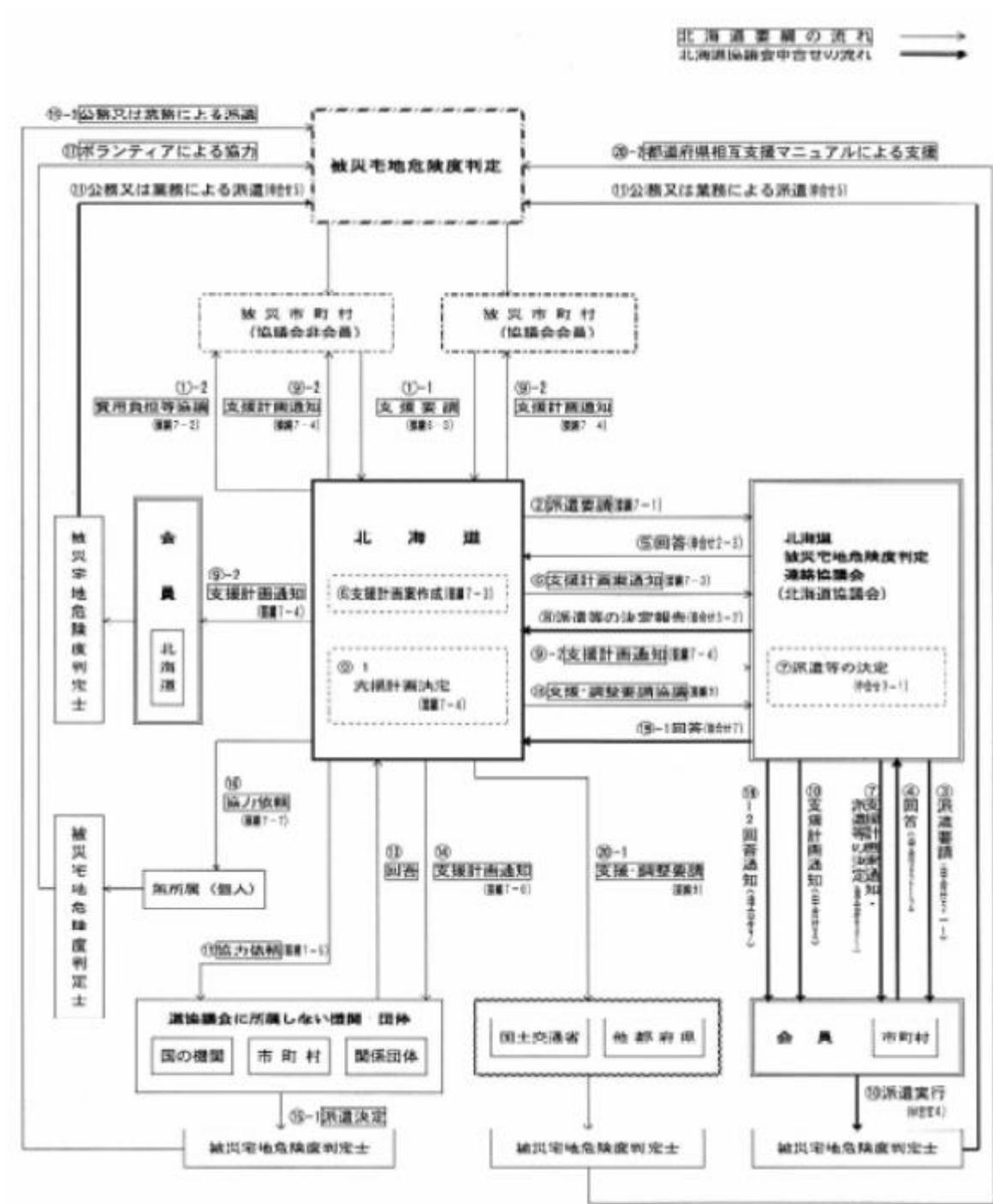
町と道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登

録及び更新等に関する事務を行う。

(4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第21節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理のできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

ア 生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い者より順次選ぶものとする。

イ 入居者の選考に当たっては、被災者の資力、その他の生活状況を調査の上、決定する。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 建設型応急住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締

結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は建設型応急住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は建設型応急住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、建設型応急住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理と範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全滅の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町全体の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町の区域内的の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町全体の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。

ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合

公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3

ただし、激甚災害の場合は3/4

(イ) 借上げを行う場合

住宅共用部分工事費の2/5

7 資材等の斡旋、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、総合振興局に斡旋を依頼するものとする。

第3 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第2 2節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第23節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害の程度により、応急修理のできる場合は、速やかに修理し施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館類似施設等の公共施設や他の学校の校舎を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めている。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように注意する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な傷害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

蘭越高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意するものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

7 学用品の調達と支給

(1) 対象者

災害によって、被害を受けた児童生徒で保護者に学用品調達能力がなく就学に支障を生じる者。

(2) 支給方法

町長は、教育委員会と連携し、学校長を通じて児童生徒に支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 支給の費用と時期

費用と時期は、災害救助法の定めるところによる。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び蘭越町文化財保護条例による文化財等の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

災害による行方不明者及び死者がある場合の捜索・処理は、町長が倶知安警察署、小樽海上保安部、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

第1 実施責任

町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

捜索中において遺体を発見したときは、陸上では倶知安警察署、海上では第一管区海上保安本部に届けて、警察官、海上保安官の見分及び医師の検案を受けるものとする。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際、死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 安置場所の確保

遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のための埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

【火葬場・埋葬場の所在地】

区分	名称	所在地	管理者
火葬場	蘭越町斎場	蘭越町 5 3 8 番地	蘭越町長
埋葬場	蘭越墓地	蘭越町 5 4 1 番地	
	名駒墓地	名駒町 4 2 5 番地	
	黄金墓地	字黄金 7 7 番地	
	目名墓地	目名町 5 3 9 番地	
	港 墓地	港町 1 4 0 4 番地	
	川上墓地	字川上 1 3 6 番地	
	日出墓地	字日出 4 1 7 番地	
	旭台墓地	字旭台 1 1 6 番地	
	富岡墓地	字富岡 6 2 6 番地	
	御成墓地	字御成 4 1 9 番地	
	昆布墓地	昆布町 3 8 5 番地	
	共栄墓地	字共栄 3 2 番地	
	貝川墓地	字貝川 2 6 8 番地	
	三和墓地	字三和 6 2 8 番地	
上里墓地	字上里 1 9 1 番地		

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、市町村の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第25節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・收容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の收容について周知を図るものとする。

第2 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第26節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法(預託、附添等)
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第27節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」及び「蘭越町災害廃棄物処理計画」に基づき円滑かつ、迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 蘭越町

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は災害対策基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみ収集処理

伝染病発生の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみは、その後収集するものとする。

また、災害の状況により町の清掃能力を持っても収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のゴミ収集に当るものとする。

じん芥収集車 2台

(2) し尿収集処理

被災地域の完全収集に当たるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。し尿の処理は、し尿処理場を使用するが、災害の状況により完全処理が不可能な場合には、一時貯留し、後日浄化槽で処理する。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行なうものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部保健行政室長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 処理衛生上他にも影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、後志総合振興局保健環境部保健行政室長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては、1 m以上覆土するものとする。

第28節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第29節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを2機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第30節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、災害対策基本法第29条の規定によ町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下本節において「知事等」という。）
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下本節において「市町村長等」という。）

なお、道又は市町村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該市町村長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあっせんを求める理由
 - (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和 37 年自治省告示第 118 号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (一日につき)	その他の施設 (一日につき)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

第31節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 災害救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本町における基準は、次のとおりとする。

- (1) 住家が焼失、倒壊、流出等によって滅失した世帯が30世帯以上の場合。
- (2) 滅失住家の世帯数が上記に達しない場合でも、北海道内において2,500世帯以上でかつ本町における滅失住家の世帯数が15世帯以上の場合。
- (3) 北海道内の滅失住家が12,000世帯以上の場合で、本町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められた場合。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (総2,500 世帯以上	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失し たもの又は損壊が甚だしく、補修により再 使用することが困難で具体的には、損壊、 焼失又は流出した部分の床面積が、その住 家の延床面積の70%以上に達したも の、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全 体に占める損害割合で表し、50% 以上に達 した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば 元通りに再使用できる程度のもので、具 体的には損壊部分の床面積が、その住家 の延床面積の20～70%のもの、又は住家の 主要な構成要素の経済的被害を住家全体 に占める損害割合で表し、20%以上50%未 満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時 的に居住することができない状態となっ たもの。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状 況が特に救助を 必要とする状態 にあると認めら れたとき。	2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位を いう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立し た生計を営んでいると認められる場合、個 々の生活実態に即し判断する。
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

(4) 住家被害の判定基準

① 滅失

全壊、全焼、流出等の世帯、及び損壊、焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したものの、又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。

② 半壊、半焼（2世帯で滅失1世帯に換算）

損壊、又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住宅として使用できる程度のもの。

③ 床上浸水（3世帯で滅失1世帯に換算）

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

(5) 被害世帯の判定

① 生計を一にしている実態の生活単位をいう。

② 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

③ 旅館の住込従業員等単身で他の家族と同居しその者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

第3 救助法の適用手続

(1) 町長は、町内における災害が「災害基準法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告するものとする。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処理について指揮を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	主な対象者	実施者の区分
避難所の設備（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	市町村・日赤道本部
	・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道 (但し、委任したときは市町村)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、家具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部 (但し、委任したときは市町村)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第 12 条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 5 条、第 6 条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第 5 災害救助法による救助内容

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の供与または賃貸
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災住宅の応急処理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- (8) 教科書、学用品の配布
- (9) 埋葬
- (10) 行方不明者の搜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 障害物の除去
- (13) 輸送及び労働者の雇用

第5章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、蘭越町地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第2 過去の火山活動

1 蘭越町周辺の火山

(1) ニセコ

東西25km、南北15kmに分布するニセコ火山群（雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ）の活動は、約200万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火砕流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火砕流堆積物と降下火砕堆積物及び爆裂火口からなり、降下火砕堆積物直下の土壌年代から約7千年前に噴火活動があったと考えられる。

第3 火山周辺市町村

火山周辺市町村及び関係総合振興局又は振興局は、次のとおりである。

火山名	総合振興局又は振興局	市町村
ニセコ	後志	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町

第3節 災害予防対策

第1 災害発生範囲の把握

町は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関する防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

第2 警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び2次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。

第3 2次災害の予防対策

町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

第4 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第5 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、それぞれの火山の特性を考慮して、避難場所や住民への情報伝達の方法等平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第6 実践的な防災訓練の実施と事後評価

道及び町は、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、訓練についての事後評価を行い、課題等を明らかにし、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

第4節 災害応急対策計画

第1 防災組織

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」としてを発表する。「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

噴火警戒レベルが運用されていない火山（ニセコ）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等 (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそ れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生、あるいは発生すると予想される 場合	居住地域及びそれによ り火口側の範囲におけ る厳重な警戒(居住地 域厳重警戒)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼ す(この範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される場合	火口から居住地近くま での広い範囲の火口周 辺における警戒 (入山危険)
		火口から少し離 れた所までの火 口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)噴 火が発生、あるいは発生すると予想さ れる場合	火口から少し離れた所 までの火口周辺におけ る警戒 (火口周辺危険)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火 山灰の噴出等が見られる(この範囲に 入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留 意

3 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、噴火が発生したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

4 火山の状況に関する解説情報(臨時)

現時点で、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

5 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

6 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

※2：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上下水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えにくくなるおそれがある （およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転を見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し視界不良の原因となる恐れがある	航空機の運航不可（※1）

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

7 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

8 火山現象に関するその他の情報等

（1）火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

（2）月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

（3）噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

9 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区气象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

10 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1) 周辺市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2) 周辺市町村は、異常現象を了知し、气象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

11 噴火警報等の伝達

(1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区气象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区气象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

(ウ) 市町村

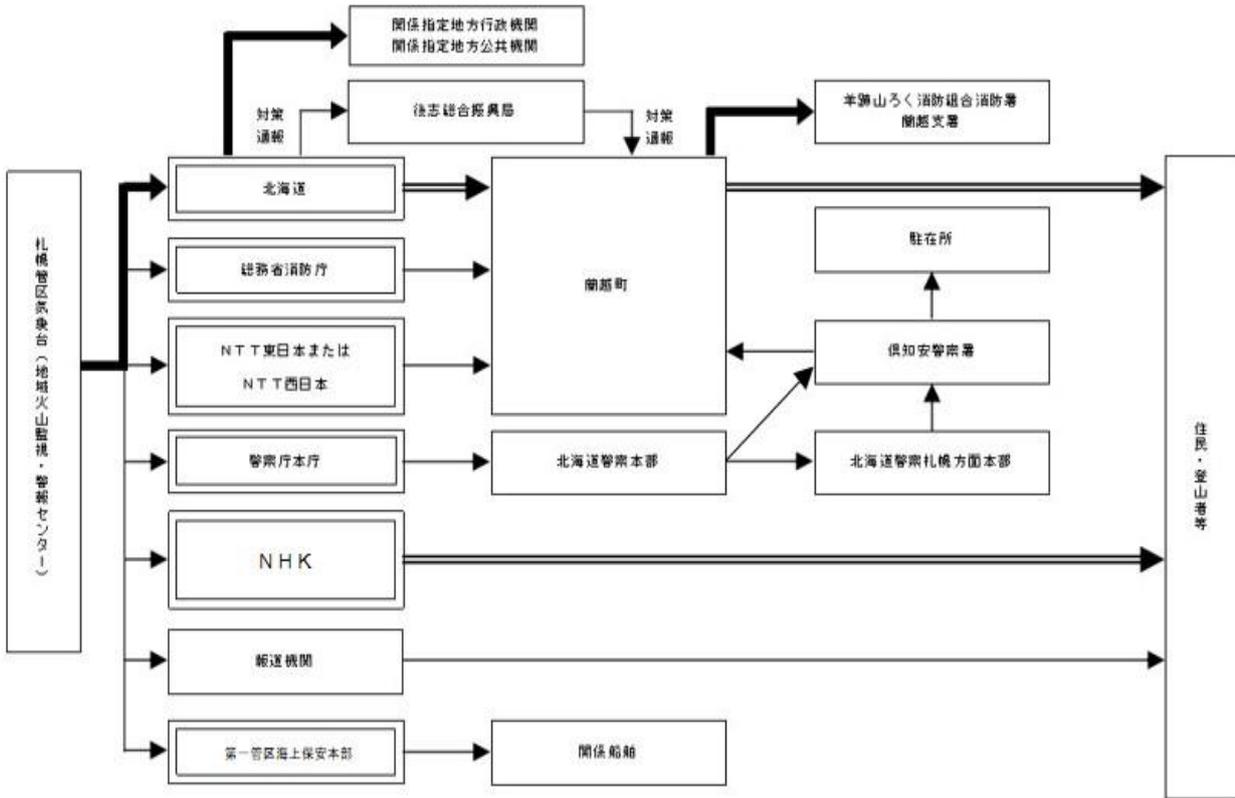
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区气象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

《 噴火警報等伝達系統図 》



- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- ・太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

- ※ あらかじめ定められた通信系統が障害となった場合、気象台は札幌拠点放送局へ通知する。
- ※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
- ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
- ※ 各火山を所管する関係機関は、別表1、2のとおり

別表 1

噴火警報等関係機関一覧表(常時観測火山)

火山名	発表担当官署	担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
アトサヌブリ	札幌管区 気象台	釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町
		網走地方気象台	北見方面本部	ホ-ツ	大空町、清里町、小清水町
雌阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市、弟子屈町、白糠町、 鶴居村
		網走地方気象台	北見方面本部	十勝	足寄町
				ホ-ツ	美幌町、津別町
大雪山		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上川町、愛別町、当麻町、 東川町、美瑛町、旭川市
十勝岳		旭川地方気象台	旭川方面本部	上川	上富良野町、中富良野町、 美瑛町、東川町、上川町、 富良野市、南富良野町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	新得町
樽前山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	苫小牧市、白老町、安平町、 厚真町、むかわ町
		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	千歳市、恵庭市
倶多楽		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	登別市、白老町
有珠山		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、 豊浦町
北海道 駒ヶ岳		函館地方気象台	函館方面本部	渡島	函館市、森町、七飯町、 鹿部町
		室蘭地方気象台	北海道警察本部	胆振	室蘭市、伊達市、洞爺湖町
恵山	函館地方気象台	函館方面本部	渡島	函館市	

別表 2

噴火警報等関係機関一覧表(その他の火山)

火山名	発表担当官署	担当官署	警察機関	総合振興局等	市町村
知床硫黄山	札幌管区 気象台	網走地方気象台	北見方面本部	ホ-ツ	斜里町
羅臼岳		網走地方気象台	北見方面本部	ホ-ツ	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
天頂山		網走地方気象台	北見方面本部	ホ-ツ	斜里町
		釧路地方気象台	釧路方面本部	根室	羅臼町
雄阿寒岳		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	釧路市
摩周		釧路地方気象台	釧路方面本部	釧路	弟子屈町、標茶町
				根室	中標津町
		網走地方気象台	北見方面本部	ホ-ツ	清里町
丸山		釧路地方気象台	釧路方面本部	十勝	上士幌町、新得町、鹿追町
恵庭岳		札幌管区気象台	北海道警察本部	石狩	恵庭市、千歳市
渡島大島		函館地方気象台	函館方面本部	渡島	松前町
羊蹄山		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、京極町、 喜茂別町、真狩村、 ニセコ町
ニセコ		札幌管区気象台	北海道警察本部	後志	倶知安町、ニセコ町、 蘭越町、共和町
利尻山	稚内地方気象台	旭川方面本部	宗谷	利尻町、利尻富士町	
北方領土の 火山	釧路地方気象台	釧路方面本部	根室		

(注) 北方領土の火山とは茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山をいう。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「災害情報収集・伝達計画」及び「災害通信計画」に定めるところによる。なお、道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、無人航空機、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

第5 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

第6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第7 警戒区域の設定

町長、警察官、自衛隊は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第4章第3節「避難対策計画」と同章第5節「応急措置実施計画」の定めるところにより警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。警戒区域の設定等に当たっては、気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等も参考にする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査（土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査）及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、関係市町村は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

第8 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、「救助救出計画」及び「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

第10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

第11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第7章 原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災計画は、蘭越町地域防災計画の別冊である「原子力防災計画編」による。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大化している。

この様な社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 関係行政機関の共通実施事項

(北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、町(消防機関))

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 蘭越町(消防機関)

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(イ) 消火器具の配備。

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

第3 災害応急対策

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、町(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項 について広報を実施する。

(ア) 油等大量流出事故災害の状況

(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(ウ) 海上輸送復旧の見通し

(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 蘭越町(消防機関)、道

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 町(消防機関)

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報を次により実施するものとする。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

- ア 被災者の家族への広報関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
 - (ア) 鉄道災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 旅客及び地域住民等への広報
 - 関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。
 - (ア) 鉄道災害の状況

- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて 応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「医療救護計画」の定めによるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等関係機関は、「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は町道等で車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

- ア 被災者の家族等への広報 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。
 - (ア) 道路災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 道路利用者及び地域住民等への広報 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。
 - (ア) 道路災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、速やかに対処し、危険物による2次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応

力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づく火災警報を発令する。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、「救助救出計画」及び「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町等各関係機関は、「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道、町

北海道森林管理局、北海道、町は、次の事項を実施するものとする。

ア 一般入林者対策 登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 入林者に対する防火啓発

- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するもの

とする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町及び総合振興局又は振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和 54 年 2 月 26 日付け林政第 119 号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項発見者等

(2) 地域住民等への広報 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (3) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (6) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い。情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

町民や帰宅困難者などからの問合せ等に対応する体制を整えるほか、町民の役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消防活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第12節「交通応急対処計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 倶知安警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、予めリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道が予めリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

8 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。

また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾

- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他、町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被災の損害を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している
イ 生年月日	

ウ 性別	る場合にはその提供先
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合は、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害復旧計画災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。

蘭越町地域防災計画

沿革	昭和38年4月	作成	
	昭和40年4月	修正	
	昭和50年6月	修正	
	昭和54年1月	修正	
	昭和55年7月	修正	
	昭和58年2月	修正	
	平成元年1月	修正	
	平成2年4月	修正	
	平成4年4月	修正	
	平成5年4月	修正	
	平成6年4月	修正	
	平成19年1月	修正	(全面修正)
	平成20年8月	修正	
	平成23年3月	修正	
	平成25年3月	修正	
	平成27年3月	修正	
	平成31年3月	修正	(全面修正)
	令和2年3月	修正	
	令和4年3月	修正	
	令和5年3月	修正	
	令和6年3月	修正	

発行人

蘭越町防災会議

(事務局)

総務課企画防災対策室防災係

電話：0136-55-7534

FAX：0136-57-5112